【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	株式会社Ｂｅｙｏｎｔ
【英訳名】	Beyont Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　田原　眞一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町二丁目40番５号
【電話番号】	03-4405-3379(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部長　髙橋　淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町二丁目40番５号
【電話番号】	03-4405-3379(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部長　髙橋　淳
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　473,611,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し　1,181,825,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　260,760,000円 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	271,800(注)３	１単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) １ 2026年11月10日開催の取締役会決議によっております。
２ 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称　　株式会社証券保管振替機構
住所　　東京都中央区日本橋兜町７番１号
３ 発行数については、2026年11月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
４ 「第１　募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第２　売出要項」の「１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項」の「３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
５ 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

２ 【募集の方法】

2026年12月３日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2026年11月25日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	271,800	473,611,500	278,595,000
計(総発行株式)	271,800	473,611,500	278,595,000

(注) １　全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２　上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３　発行価額の総額は、会社法第199条第１項第２号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４　資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金増加額の２分の１相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,050円)の２分の１相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
５　有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,050円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は557,190,000円となります。

３ 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)１	未定 (注)１	未定 (注)２	未定 (注)３	100	自　2026年12月４日(金) 至　2026年12月９日(水)	未定 (注)４	2026年12月10日(木)

(注) １　発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2026年11月25日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2026年12月３日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２　2026年11月25日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３　2026年11月10日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

４　申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５　株式受渡期日は、2026年12月11日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。
当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

６　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７　申込みに先立ち、2026年11月26日(木)から2026年12月２日(水)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８　引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　東京中央支店	東京都中央区日本橋室町２丁目１番１号

(注)　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	271,800	１　買取引受けによります。 ２　引受人は新株式払込金として、2026年12月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３　引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	－	271,800	－

(注) １　引受株式数は、2026年11月25日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
２　上記引受人と発行価格等決定日(2026年12月３日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

５【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
557,190,000	10,000,000	547,190,000

(注) １　払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,050円)を基礎として算出した見込額であります。2026年11月25日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第１項第２号所定の払込金額の総額とは異なります。
２　発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
３　引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額547,190千円については、下記のとおり充当する予定です。

当社グループは、AI等の先端領域において人材育成から戦略策定、AI開発・導入までを一気通貫で支援するAIソリューション事業を展開しております。公募調達資金は、当社の成長戦略の中核である「累計導入企業約1,100社（2026年８月時点）の独自顧客基盤を起点に、人材育成・伴走支援・AI開発を一気通貫で提供する体制の強化」を加速させるための成長投資資金として、開発・人材領域に重点的に配分する方針です。

具体的には、当社のAI開発の３カテゴリ(①フルスクラッチによる高度AI開発、②Microsoftをはじめとするプラットフォームを活用した業務自動化・AI実装、③業界特化AIサービス)を横断的に強化し、顧客課題起点で最適なAIソリューションを提供できる体制を構築するため、次のとおり充当する予定です。

(a) 人件費

当社は、顧客の業務現場に深く入り込み、人材育成・伴走支援・AI開発を一気通貫で提供することで、顧客と共にAI活用を推進する事業アプローチをとっております。この提供体制を担うAIエンジニア・伴走型コンサルタント等の専門人材の獲得・拡充を目的として、200,000千円(2027年11月期：100,000千円、2028年11月期：100,000千円)を充当する予定です。

(b) 採用費

上記人員拡充に係る採用関連費用として、60,000千円(2027年11月期：30,000千円、2028年11月期：30,000千円)を充当する予定です。

(c) システム開発費

成長戦略の中核である次の機能等の開発への投資を目的として200,000千円(2027年11月期：100,000千円、2028年11月期：100,000千円)を充当する予定です。

・建設業界及び製造業界特化型のAIサービスに続く、新たな業界向けのモジュール及びサービスの開発
・30以上の独自AIモジュールを幅広い受託開発案件へ再利用・転用する開発基盤の強化
・顧客への要件定義・PoCから本番システム実装・運用保守に至る一連の提供プロセスの生産性・品質を高める開発・品質管理基盤への投資

(d) 広告宣伝費

Microsoftをはじめとするプラットフォームを活用した業務自動化・AI実装及び業界特化型AIサービスの認知拡大、AI開発案件のリード獲得を目的とした広告出稿(業界特化型のイベント、メディア等)のための費用として、60,000千円(2027年11月期：30,000千円、2028年11月期：30,000千円)を充当する予定です。

(e) 借入金返済

財務体質の強化を目的として、金融機関からの借入金の返済資金の一部として、2028年11月期までに手取金のうち、上記(a)から(d)までに充当した後の残額を充当する予定です。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

発行価格等決定日(2026年12月３日)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格。発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
	ブックビルディング方式	576,500	1,181,825,000	東京都港区 田原　眞一 392,200株 兵庫県淡路市 小縣　信也 74,100株 東京都中央区日本橋二丁目11番２号 ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合 67,200株 東京都中央区 伊澤　智也 24,700株 東京都品川区 福島　昌吾 17,800株 東京都江東区 斉藤　翔汰 500株
計(総売出株式)	―	576,500	1,181,825,000	―

(注) １ 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
２ 振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。
３ 「第１ 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
４ 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,050円)で算出した見込額であります。
５ 売出数等については今後変更される可能性があります。
６ 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
７ 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご覧下さい。

２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１ (注)２	未定 (注)２	自　2026年 12月４日(金) 至　2026年 12月９日(水)	100	未定 (注)２	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号 岡三証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目６番21号 楽天証券株式会社	未定 (注)３

(注) １　売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)１と同様であります。

２　売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

３　引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日(2026年12月３日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４　上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

５　株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2026年12月11日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

６　申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７　上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)７に記載した販売方針と同様であります。

８　引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
	ブックビルディング方式	127,200	260,760,000	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	―	127,200	260,760,000	―

(注) １ オーバーアロットメントによる売出しは、「第１　募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
２ オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2026年12月11日)から2027年１月８日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
３ 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
４ 「第１　募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
５ 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,050円)で算出した見込額であります。
６ 振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１	自　2026年 12月４日(金) 至　2026年 12月９日(水)	100	未定 (注)１	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	―	―

(注) １ 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
２ 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日(2026年12月３日)において決定する予定であります。
３ 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2026年12月11日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
４ 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
５ 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)７に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第１　募集要項」における募集株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2026年12月11日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2027年１月８日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2027年１月８日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田原眞一、売出人である小縣信也及び伊澤智也、並びに当社の株主であるＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目の日(2027年６月８日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、売出人であるＴＳＶ１号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後90日目の日(2027年３月10日)までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上の価格で、主幹事会社を通して又は主幹事会社に対して発注することにより売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する伊澤智也、福島昌吾及びその他23名は、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が１％を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の９第１項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の２第１項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の２第６項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、ペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組であると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充当いたします。

第３ 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章 を記載いたします。

(2) 表紙の次に「１．事業の概況」～「４．業績等の推移」を記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、該当ページをご参照ください。

1．事業の概況

BeyoNt

Mission　人と組織の変革を促し、企業の進化を支える

Vision　変化と触発が連鎖し、価値創造が続いていく社会

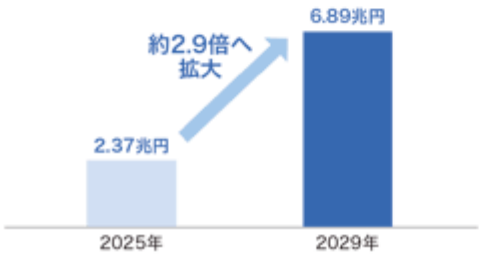
1,100社超のAI変革を一気通貫で支える AIソリューションカンパニー

※ 1,100社は2026年8月時点の累計サービス導入企業数となります

【AIビジネス市場について】

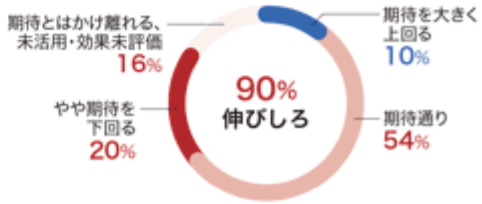
国内のAIビジネス市場は急速な拡大が見込まれています。一方で、国内大手企業のうち生成AIの活用によって「期待を上回る成果」を得られた企業はわずか10%にとどまっており、市場の需要と実際の成果との間には大きなギャップが存在しています。
こうした状況は、AIソリューションカンパニーである当社にとって極めて大きい事業機会であると捉えております。

国内AIビジネス市場は急拡大の見通し



出所:IDC Japan株式会社「国内AIシステム市場予測」
2026年3月18日公表

国内の生成AI活用はまだ期待を上回れていない

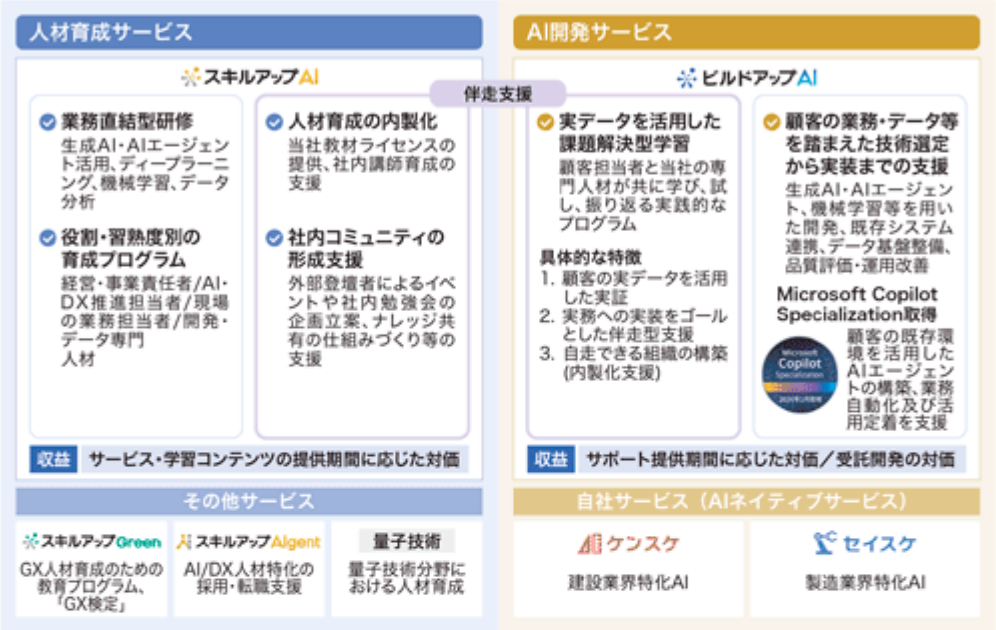


出所: PwC「生成AIに関する実態調査 2026春 6カ国比較」

2．事業の内容

【サービス全体像】

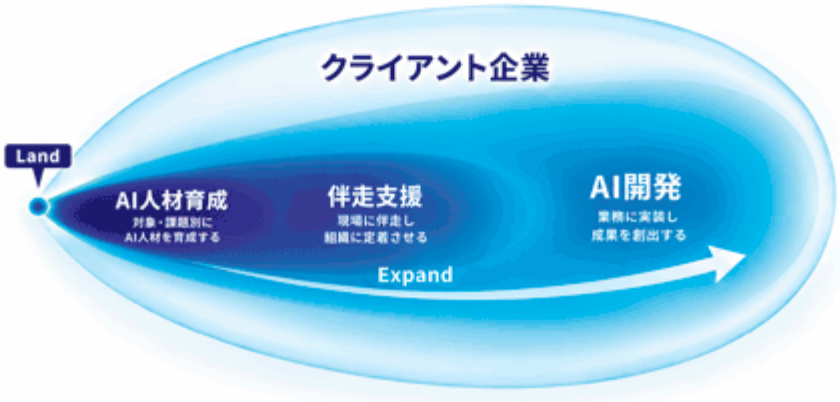
人材育成・伴走支援・AI開発を組み合わせ、業務課題の具体化からAIの業務実装・定着まで一貫して支援いたします。



※DX：Digital Transformationの略称であり、データとデジタル技術を活用した製品やサービス、ビジネスモデルの変革、業務や組織、企業文化・風土の変革を通じて、競争上の優位性を確立する取組のことを指します。
※GX：Green Transformationの略称であり、化石燃料に依存した社会から、再生可能エネルギーを中心とした社会へと転換し、経済社会システム全体を変革する取組のことを指します。

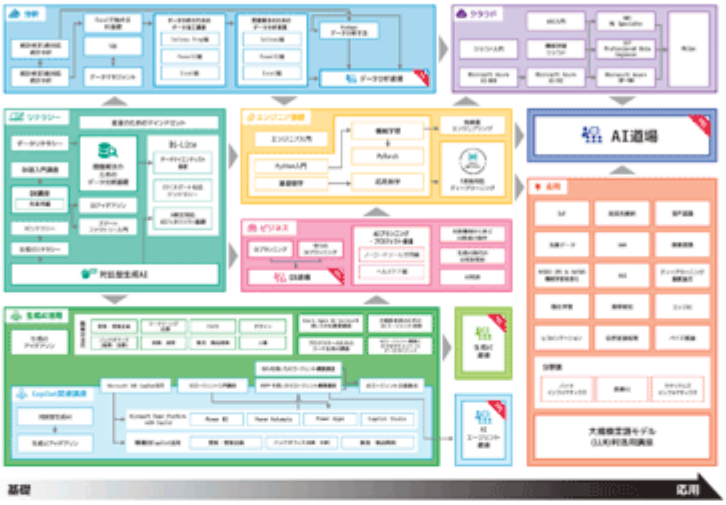
【Land & Expand戦略】

人材育成サービスにおいて顧客の業務に深く入り込み課題を理解し、深い理解を土台にAI開発サービスへと取引が広がり、その成果がさらに新たな開発・人材育成ニーズを生む顧客深耕型のビジネスモデルを展開しております。



【サービス紹介：AI/DX人材育成】

役割や習熟度に応じた体系的なプログラムで、AIの基礎理解から業務活用・企画推進・開発まで、業務変革に必要な知識とスキルを育成します。

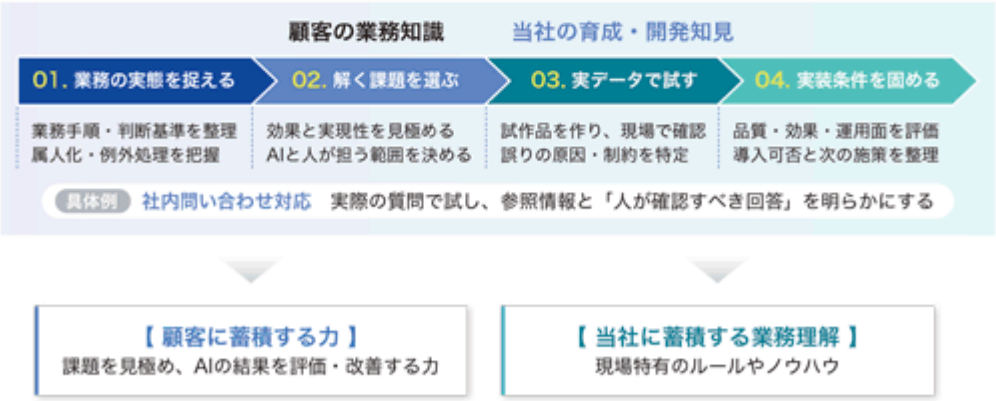


【サービス紹介：伴走支援】

現場課題に対して、実データを用いたAI開発やデータ分析のPoC※を実務経験豊富なAIエンジニアが伴走支援いたします。

現場を知る社員と、AIで解くべき課題を具体化する

顧客の実務・実データを題材に、教える・一緒に試す・振り返ることを反復

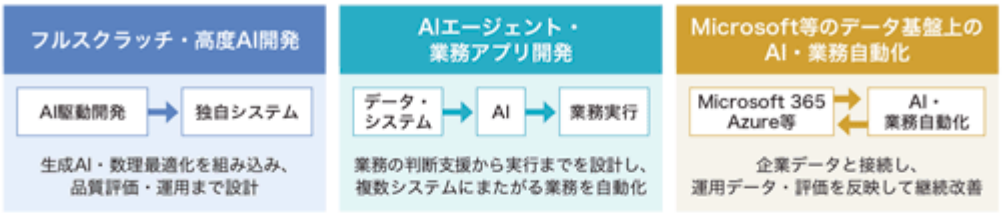


※Proof of Concept（概念実証）の略。本格導入の前に、試作品等で効果や実現可能性を検証すること。

【サービス紹介：AI開発】

顧客課題に応じた多様な開発手法で、大手企業の現場に深く入り込んだAIシステム開発を実現。複数の業界特化AI・開発スタック・ノウハウを蓄積し、案件横断で活用しています。

【 主な開発アプローチ 】

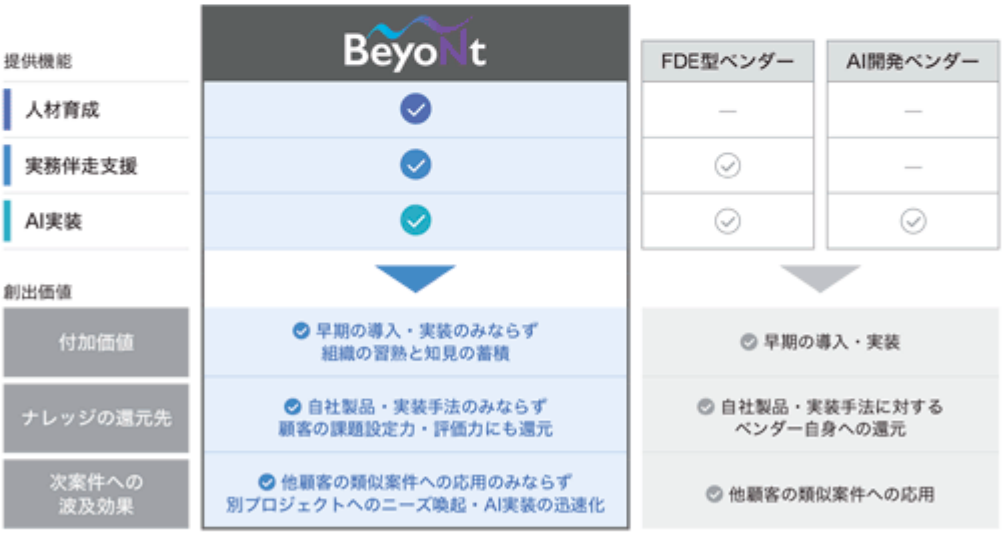


※フルスクラッチ：既存の製品等を用いず、個別にゼロから開発すること。
※数理最適化：数式モデルを用い、制約条件の下で最適な解（配送ルート、生産計画等）を求める手法。

3．当社の強み、成長戦略

【育成×実装×組織変革の一気通貫のサービス提供により独自のポジションを構築】

AI利活用にかかる顧客ニーズが高度化している環境下、一気通貫のビジネスモデルで付加価値を発揮しています。
人材育成機能・伴走支援機能の双方を有することで、顧客に対して組織の習熟・開発ナレッジの還元・AI実装の迅速化といった複合的な価値を創出します。



※FDE型ベンダー：顧客の現場に専門家（エンジニア等）が深く入り込み、業務課題の特定からAIシステムの実装・運用までを一気通貫で牽引する提供モデルを持つベンダーを指します。

【成長戦略】

顧客深耕とM&Aによる開発力・事業展開の強化に加え、新領域の事業化とストック型収益の拡大を通じて、さらなる成長を目指します。

オーガニック成長

既存顧客の深耕と新規接点の拡大

- エンタープライズ向けABM（重点顧客ごとに課題と成長機会を捉えるアカウント・ベースド・マーケティング）の推進（大口化への営業戦略）
- 既存顧客のクロスセル深耕（開発・取引単価の拡大）
- Microsoft社との協業を起点とした顧客獲得・取引拡大

M&Aによる開発力強化と事業展開

開発力の強化とAIネイティブ事業の創出

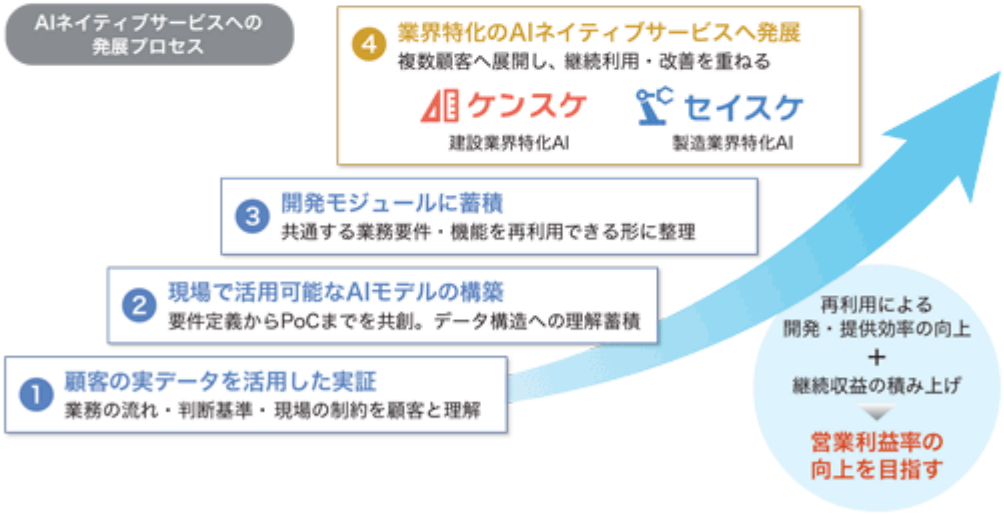
- 専門人材・技術アセットの獲得による開発力の強化
- M&Aを通じて事業運営に参画し、AIネイティブ化を推進

新領域の事業化とストック型収益の拡大

AIネイティブサービス/AIgent/GX/量子

- AIネイティブサービス：ケンスケ・セイスケをはじめとした製品展開
- AIgent（採用支援事業）の本格化
- GX領域特化型AIエージェントの提供
- 量子領域の人材育成・サービス展開

顧客支援で培った知見と開発資産を再利用し、業界特化のAIネイティブサービスへの発展を目指します。



※ケンスケ・セイスケは現在一部の顧客に対してパイロット導入を実施しており、今後本格展開を予定しております

4．業績等の推移

■主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第８期 2025年11月	第９期第３四半期 2026年８月
売上高	(千円)	1,416,954	1,329,603
経常利益	(千円)	239,513	288,594
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	159,284	167,736
包括利益	(千円)	159,284	167,736
純資産額	(千円)	533,054	700,790
総資産額	(千円)	1,411,647	1,602,823
１株当たり純資産額	(円)	137.68	－
１株当たり当期(四半期)純利益	(円)	49.16	51.77
潜在株式調整後１株当たり当期(四半期)純利益	(円)	－	－
自己資本比率	(%)	37.76	43.72
自己資本利益率	(%)	29.88	－
株価収益率	(倍)	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	297,650	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△233,197	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	96,725	－
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	897,365	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	85 (1)	－

(注) 1．当社は、第８期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2．１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3．潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5．第８期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、主に株式会社KICONIA WORKSの株式取得（子会社化）に伴う支出によるものです。
6．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用人員数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
7．第８期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき有限責任大有監査法人の監査を受けております。
8．当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。
9．第９期第３四半期の四半期財務諸表については株式会社東京証券取引所の「四半期財務諸表等の作成基準」第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しており、有限責任大有監査法人の期中レビューを受けております。

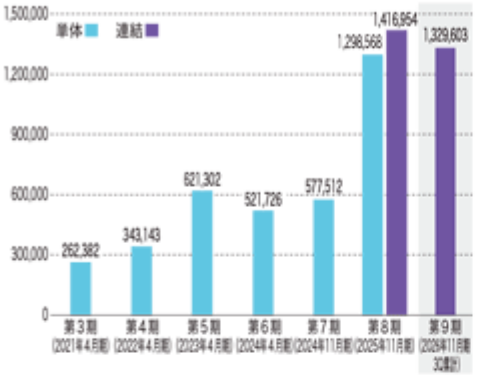
(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第３期 2021年４月	第４期 2022年４月	第５期 2023年４月	第６期 2024年４月	第７期 2024年11月	第８期 2025年11月
売上高	(千円)	262,382	343,143	621,302	521,726	577,512	1,298,568
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	47,621	67,791	157,053	△100,122	88,694	227,014
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	37,342	47,964	109,623	△74,734	57,441	153,644
資本金	(千円)	3,000	3,000	63,000	63,000	63,000	63,000
発行済株式総数 うち普通株式 うちA種優先株式	(株) (株) (株)	300 300 －	30,000 30,000 －	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400
純資産額	(千円)	113,766	161,730	391,063	316,328	373,770	527,414
総資産額	(千円)	197,645	385,828	692,428	740,632	968,397	1,388,402
１株当たり純資産額	(円)	379,222.18	5,391.02	9,035.46	6,544.29	84.59	135.80
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	124,476.30	1,598.80	3,536.36	△2,306.63	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	57.56	41.92	56.48	42.71	38.60	37.99
自己資本利益率	(%)	19.63	34.82	39.66	△21.13	16.65	34.10
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	264,408	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	△36,516	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	△20,058	－
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	－	－	－	－	736,186	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	12 (－)	16 (－)	28 (－)	47 (1)	56 (1)	72 (1)

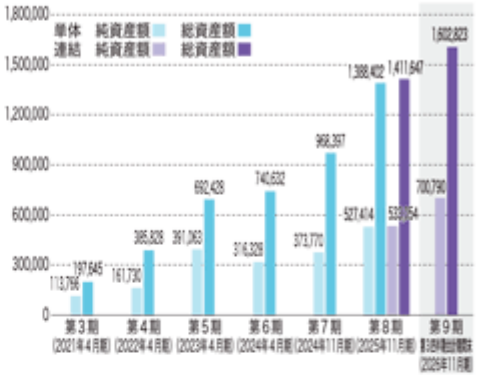
(注) 1．2024年７月29日開催の定時株主総会により、決算期を４月30日から11月30日に変更しました。従って、第７期は2024年５月１日から2024年11月30日までの７ヶ月間となっております。
2．第６期は、第６期末において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用し、当該適用に伴う累積的影響額により売上高が減少したことから、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3．A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株につき、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
4．１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
5．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第６期においては１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
7．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8．第７期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、主にソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出によるものです。また、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、長期借入金の返済によるものです。
9．第８期より連結財務諸表を作成しているため、第８期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
10．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人数を(　)外数で記載しております。
11．第７期及び第８期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成されており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任大有監査法人による監査を受けております。なお、第３期から第６期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。
12．当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
13．当社は、2022年４月25日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、また2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第３期から第６期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任大有監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月		第３期 2021年４月	第４期 2022年４月	第５期 2023年４月	第６期 2024年４月	第７期 2024年11月	第８期 2025年11月
１株当たり純資産額	(円)	37.92	53.91	90.35	65.44	84.59	135.80
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	12.45	15.99	35.36	△23.07	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

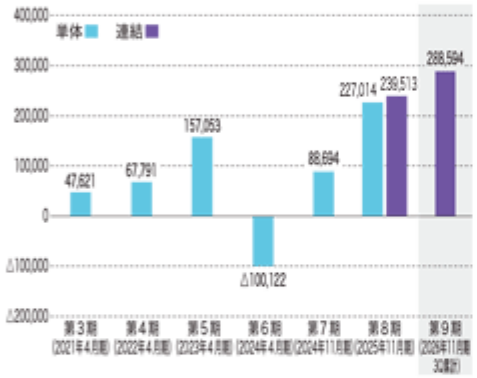
売上高 （単位：千円）



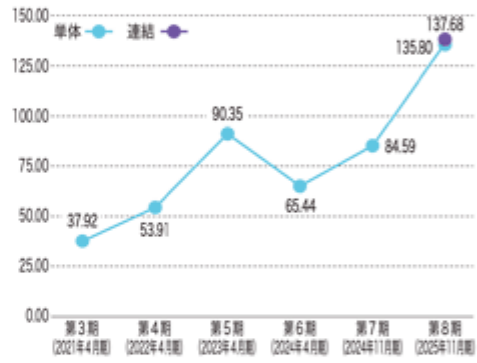
純資産額／総資産額 （単位：千円）



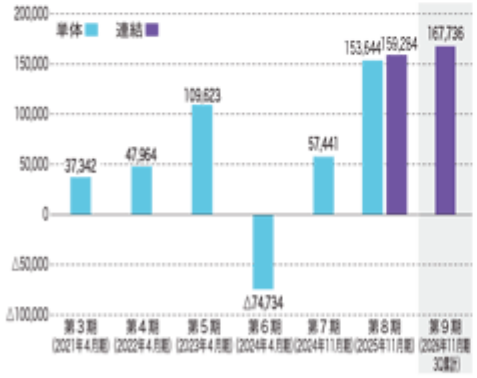
経常利益又は経常損失(△) （単位：千円）



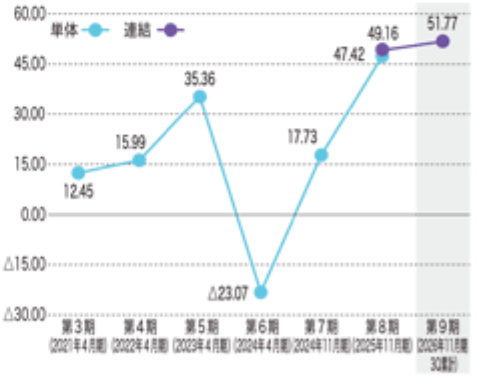
1株当たり純資産額 （単位：円）



当期純利益又は当期純損失(△)/
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 （単位：千円）



1株当たり当期(四半期)純利益又は
1株当たり当期純損失(△) （単位：円）



（注）1．2024年７月29日開催の定時株主総会により、決算期を４月30日から11月30日に変更しました。従って、第７期は2024年５月１日から2024年11月30日までの７ヶ月間となっております。
2．当社は、2022年４月25日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、また2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、上記「１株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)」を算定しております。

第二部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第８期
決算年月		2025年11月
売上高	(千円)	1,416,954
経常利益	(千円)	239,513
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	159,284
包括利益	(千円)	159,284
純資産額	(千円)	533,054
総資産額	(千円)	1,411,647
１株当たり純資産額	(円)	137.68
１株当たり当期純利益	(円)	49.16
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―
自己資本比率	(%)	37.76
自己資本利益率	(%)	29.88
株価収益率	(倍)	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	297,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△233,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	96,725
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	897,365
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	85 (1)

(注) １．当社は、第８期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
４．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
５．第８期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、主に株式会社KICONIA WORKSの株式取得（子会社化）に伴う支出によるものです。
６．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
７．第８期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。
８．当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		2021年４月	2022年４月	2023年４月	2024年４月	2024年11月	2025年11月
売上高	(千円)	262,382	343,143	621,302	521,726	577,512	1,298,568
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	47,621	67,791	157,053	△100,122	88,694	227,014
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	37,342	47,964	109,623	△74,734	57,441	153,644
資本金	(千円)	3,000	3,000	63,000	63,000	63,000	63,000
発行済株式総数 うち普通株式 うちA種優先株式	(株) (株) (株)	300 300 ―	30,000 30,000 ―	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400	32,400 30,000 2,400
純資産額	(千円)	113,766	161,730	391,063	316,328	373,770	527,414
総資産額	(千円)	197,645	385,828	692,428	740,632	968,397	1,388,402
１株当たり純資産額	(円)	379,222.18	5,391.02	9,035.46	6,544.29	84.59	135.80
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	124,476.30	1,598.80	3,536.36	△2,306.63	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	57.56	41.92	56.48	42.71	38.60	37.99
自己資本利益率	(%)	19.63	34.82	39.66	△21.13	16.65	34.10
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	264,408	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△36,516	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△20,058	―
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	―	―	736,186	―
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	12 (―)	16 (―)	28 (―)	47 (1)	56 (1)	72 (1)

(注) １．2024年７月29日開催の定時株主総会決議により、決算期を４月30日から11月30日に変更しました。従って、第７期は2024年５月１日から2024年11月30日までの７ヶ月間となっております。
２．第６期は、第６期末において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用し、当該適用に伴う累積的影響額により売上高が減少したことから、経常損失及び当期純損失を計上しております。
３．A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
４．１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
６．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第６期においては１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
７．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

８．第７期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、主にソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出によるものです。また、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっているのは、長期借入金の返済によるものです。
９．第８期より連結財務諸表を作成しているため、第８期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間平均雇用者数を()外数で記載しております。
11. 第７期及び第８期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成されており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任大有監査法人による監査を受けております。なお、第３期から第６期の財務諸表については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。
12. 当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2022年４月25日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、また2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第３期から第６期の数値(１株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任大有監査法人の監査を受けておりません。

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		2021年４月	2022年４月	2023年４月	2024年４月	2024年11月	2025年11月
１株当たり純資産額	(円)	37.92	53.91	90.35	65.44	84.59	135.80
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	12.45	15.99	35.36	△23.07	17.73	47.42
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―	―
１株当たり配当額(うち１株当たり中間配当額)	(円)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)

(参考情報)

当社は、2024年７月29日開催の定時株主総会決議により、決算期を４月30日から11月30日に変更しました。当該決算期変更は、受注が集中する３月から５月頃が期末及び期初に重なることを避け、受注状況等を踏まえた事業計画の策定及び予算管理を行いやすくすることを目的としたものです。そのため、比較可能性の観点から参考情報として、当社の2023年12月１日から2024年11月30日の１年間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。なお、有限責任大有監査法人による金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は受けておりません。

		自　2023年12月１日 至　2024年11月30日
売上高	(千円)	906,471
売上原価	(千円)	131,411
売上総利益	(千円)	775,059
販売費及び一般管理費	(千円)	634,546
営業利益	(千円)	140,513
経常利益	(千円)	159,966

２ 【沿革】

当社代表取締役社長兼CEOである田原眞一は、2016年３月に東京都渋谷区において、システム開発事業を行うことを主な目的としてBlue Onion株式会社を設立しました。その後、同社においてAI人材育成事業を開始し、2018年３月にはAIエンジニア・データサイエンティストを目指す人向けの「E資格」のJDLA認定事業者第一号となりました。

2018年５月に別会社としてスキルアップAI株式会社(現 当社)を設立し、Blue Onion株式会社よりAI人材育成事業を譲受し、AI人材育成事業「スキルアップAI」を開始しております。当社設立以降の沿革は次のとおりです。なお、Blue Onion株式会社は2023年２月に解散しております。

年月	概要
2018年５月	東京都渋谷区にて、AI人材育成事業を行うことを主な目的として、スキルアップAI株式会社(現当社)を設立 AI人材育成事業「スキルアップAI」の開始
2018年11月	業容拡大に伴い、東京都千代田区に本店移転
2020年11月	AI人材の育成から就職・採用までを一貫して支援するため、AI人材特化型転職・採用支援サービス「スキルアップAIgent」を開始
2022年２月	脱炭素社会の実現に向けた人材需要の高まりを受け、GX人材育成事業「スキルアップGreen」を開始
2023年７月	「GX検定」の提供を開始
2023年10月	「GX検定 ベーシック」が「環境省認定制度脱炭素アドバイザー ベーシック」に認定
2023年11月	AIに加えGXや量子技術等の先端領域へ事業領域を拡大したことに伴い、株式会社スキルアップNeXtに商号変更
2024年５月	日本初の脱炭素人材育成指針「GXスキル標準」を策定・公表
2024年６月	内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第３期」の一環として、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等と連携した量子人材育成プログラム「量子技術入門コース」の提供を開始
2024年９月	「GX検定 アドバンスト」が「環境省認定制度脱炭素アドバイザー アドバンスト」に認定
2024年９月	業容拡大に伴い、東京都千代田区内で本店移転
2025年４月	AI開発体制の強化を目的として、AIプロダクト開発を行う株式会社KICONIA WORKSの全株式を取得し100%子会社化
2026年２月	「GX検定 スペシャリスト」が「環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー」に認定
2026年２月	内閣府「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」事業の一環として、「量子リテラシー標準(QSS-L)ver.1.0」を一般社団法人量子技術による新産業創出協議会(Q-STAR)等と共同で策定・公開
2026年７月	人材育成に加えAIの開発・実装を担う事業実態を表すため、株式会社Beyontに商号変更

３ 【事業の内容】

当社グループは、当社(株式会社Beyont)及び連結子会社である株式会社KICONIA WORKSの計２社で構成されております。

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、グループ各社のサービス内容は次のとおりです。

サービス名	会社名
人材育成サービス	当社
AI開発サービス	当社 株式会社KICONIA WORKS

(1) 当社グループの事業の概要

当社グループは、「先端の知と人の可能性を繋ぎ、社会の進化を加速させる」を経営理念とし、「人と組織の変革<トランスフォーメーション>を促し、企業の進化を支える」ことをミッションに掲げ、「変化と触発が連鎖し、価値創造が続いていく社会」を実現することをビジョンとして、AI等の先端領域において人材育成から戦略策定、AI開発・導入までを一気通貫で支援するAIソリューション事業を展開しております。先端技術や社会・産業の変化を捉え、顧客の業務理解と結びつけることで、変革の方向性を示し、その実現を導くことを重視しております。

(2) 各サービスの内容、特徴及びビジネスモデル

当社グループのサービスは、「① 人材育成サービス」及び「② AI開発サービス」の２つに区分されます。各サービスの内容、特徴及びビジネスモデルは次のとおりです。

① 人材育成サービス

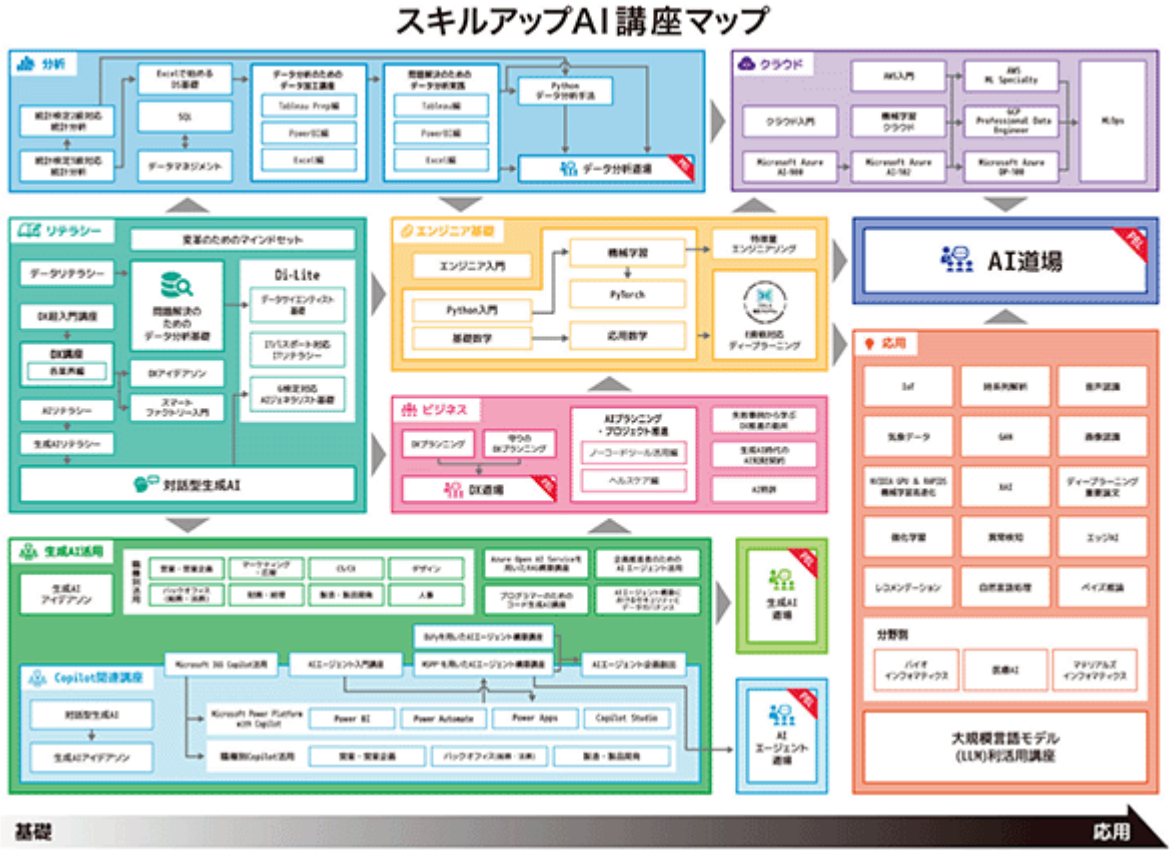
本サービスは、a.「スキルアップAI」における人材育成、b.「スキルアップGreen」における人材育成、c.「スキルアップAIgent」におけるAI/DX（※）人材専門の採用・転職支援、及びd.これらの知見を先端領域へ展開する量子技術（※）分野における人材育成により構成されております。企業向けには、個人のスキル習得にとどまらず組織全体の変革推進力の底上げまでを含む人材育成・組織開発支援を、個人向けには学習サービス等を提供しております。各サービスの内容は次のとおりです。

ａ．「スキルアップAI」における人材育成

(内容・特徴)

企業向けに、生成AI・AIエージェントの活用、ディープラーニング、機械学習、データ分析、BI（※）活用など、ニーズに合わせた業務直結型の研修を提供しています。経営・事業責任者、AI／DX推進担当者、現場の業務担当者及び開発・データ専門人材など、役割や習熟度に応じた人材育成計画の策定とプログラムの提供を行っております。研修の特徴として、顧客の業務に即した事例や演習を取り入れ、学んだ知識を実務に活用する力を育成しております。DXに不可欠なグローバルソリューション・サービスプロバイダーとの連携により、高度で実践的な支援を実現します。個人向けにも、リスキリングとしての学習や、資格取得のための講座や勉強会を提供しております。

また、企業向けに自走可能な組織の構築支援を提供しています。人材育成の内製化として、当社教材ライセンスの提供や社内講師育成の支援を行うほか、DXを組織に根付かせるためのドライバーとして社内コミュニティの形成（外部登壇者によるイベントや社内勉強会の企画立案、社内でのナレッジ共有のための仕組みづくり等）の支援等、変革を後押ししております。社内の推進役の育成や実践事例・課題の共有を通じ、個人の取組を他の社員や部門に広げ、継続的な活用と改善を支援しております。



（注）上記講座マップにおける「AI道場」「データ分析道場」「DX道場」「生成AI道場」「AIエージェント道場」につきましては、後述します「② AI開発サービス（i)AI開発・活用支援」に該当いたします。

(ビジネスモデル)

各サービスや学習コンテンツの提供期間に応じた対価を主な収益としております。

b．「スキルアップGreen」における人材育成

(内容・特徴)

カーボンニュートラル実現に向けたGX（※）推進の本質を理解し、GX人材育成のための教育プログラム・組織のGX対応力向上・脱炭素推進を目的としたサービスを展開しております。脱炭素/循環型社会への移行に向け、企業の対応に必要な知識体系・技術・ソリューションの整理から具体的な取組までをサポートします。入門から実践、守りから攻めまでのGXをカバーする体系的なカリキュラムの講座を展開し、企業に必要なSX（※）/GX教育をトータルでカバーするのが特徴です。

環境省が運営する脱炭素アドバイザー認定制度は、脱炭素分野における能力や役割に応じてベーシック、アドバンスト、シニアアドバイザーの３つのレベルに類型化されていますが、当社が提供する「GX検定」は３つのすべてにおいて認定を受けております。その上で、企業及び個人の多様な学習ニーズに応えるため、当社の「GX検定」はベーシック、アドバンスト、スペシャリスト、BIZの４種類の試験を実施しております。

(ビジネスモデル)

講座については、サービス及び学習コンテンツの提供期間に応じた対価を主な収益としております。「GX検定」については、検定受験者から徴収する受験料を収益としております。

c．AI/DX人材専門の採用・転職支援

(内容・特徴)

AI/DX人材に特化した採用・転職を支援するエージェントサービス「スキルアップAIgent」を提供しております。

新卒採用では情報系専攻の大学院生を中心にデータサイエンス（※）、マシンラーニング(ML)（※）人材に特化しており、中途採用ではデータアナリスト・サイエンティスト、MLエンジニア、プロジェクトマネージャーを中心にハイレベルなデータ人材に特化しております。

(ビジネスモデル)

人材採用が成立した場合に顧客から徴収する、想定年収に一定料率を掛けた紹介手数料を収益としております。

ｄ．先端領域(量子技術)における人材育成

(内容・特徴)

AI/DX及びGXの領域で培った人材育成・スキル標準策定の知見を活かし、量子技術分野における人材育成に取り組んでおります。内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第３期」の課題「先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進」において、代表研究機関である沖縄科学技術大学院大学(OIST)の共同研究機関として、産学連携による量子人材育成プログラム「量子技術入門コース」を2024年度より運営しているほか、内閣府「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」の施策「量子人材教育エコシステムの開発と試行」において、量子スキル標準の策定、量子系検定の仕組みづくり及び教育プログラムの運営を担っております。2026年２月には、一般社団法人量子技術による新産業創出協議会(Q-STAR)等と共同で、量子時代に求められる基礎リテラシーを体系化した「量子リテラシー標準(QSS-L)ver.1.0」を策定・公開しております。

(ビジネスモデル)

現時点では主に国の事業への参画を通じた取組であり、収益への貢献は限定的でありますが、将来的には量子関連の教育プログラム及び検定の事業化を目指しております。

② AI開発サービス

本サービスは、(i)AI開発・活用支援、(ii)受託開発、及び(iii)自社サービスの開発・提供により構成されております。(i)及び(ii)は「ビルドアップAI」のブランドで提供し、以下では提供内容及び収益の発生形態に応じて区分して説明しております。

(内容・特徴)

(i)AI開発・活用支援では、企業向けに、AI、DX、データ分析、生成AI等の各分野において、実データを活用した課題解決型学習（Project Based Learning）を提供します。課題解決型学習とは、顧客企業が実際に直面しているビジネス課題を題材とし、顧客担当者と当社の専門人材が共に学び、試し、振り返る実践的なプログラムです。業務手順・判断基準・例外処理を整理し、AIで解く課題と人が担う範囲を選定した上で、実データによる試作・検証を行い、品質・効果・運用面の評価基準と実装方針を具体化します。「生成AI道場」「DX／AI道場」等を通じて、顧客の課題設定・評価・改善の力と当社グループの業務理解を同時に深めます。具体的な特徴は次の３点です。

１．顧客の「実データ」を活用した実証

汎用的なサンプルデータではなく、顧客企業が保有する大規模データや機密データ(営業データ、製造ラインのログ等)を使用します。これにより、受講者は自社特有のデータの癖や不備への対応を含めた、解像度の高い分析・開発手法を学ぶことができます。

２．「実務への実装」をゴールとした伴走型支援

プログラムのゴールを「試験の合格」ではなく、「現場で活用可能なAIモデルの構築」や「精度検証レポートの完成」に設定しています。第一線で活躍するエンジニア講師が数ヶ月間伴走し、要件定義からPoC(概念実証)までを共に進めることで、学習成果が業務改善や新規事業創出につながるよう支援します。

３．「自走できる組織」の構築(内製化支援)

AI開発・活用支援では、開発プロセスをブラックボックス化せず、共創を通じて顧客担当者にノウハウを移転することを重視します。課題解決の過程を経験させることで、プログラム終了後も顧客自身がAI/DX施策を推進・メンテナンスできる「内製化」を強力に支援します。なお、必要に応じて当社グループ等の専門性やサービスを活用することも含みます。

(ii) 受託開発では、顧客の業務、データ及び既存システムを踏まえ、自社の開発資産と外部技術を組み合わせ、技術の選定・検証から業務への実装までを支援しております。顧客の業務課題やシステム環境に応じて、主に次の３つのアプローチにより開発・実装を行っております。

ａ．フルスクラッチ開発（※）・高度AI開発

顧客固有の高度な業務要件に対応するため、既存のパッケージ等を用いずにゼロから独自システムを構築（フルスクラッチ開発）します。生成AIや機械学習、数理最適化（※）等を組み込み、アルゴリズムの選定・モデル開発から品質評価・本番運用設計までを一貫して行います。また、フィジカルAI分野においても、顧客からの受託に基づき、開発・検証プロセスの整備や実証実験（PoC）の支援を有償で提供しております。2025年４月に株式会社KICONIA WORKSを完全子会社化（同年５月より連結開始）したことにより、同社の高度なアルゴリズム実装力、専門人材及び本番実装・運用の経験を融合させ、高度AI開発の対応領域と開発体制を拡充しております。

ｂ．AIエージェント・業務アプリ開発

業務現場における判断支援からタスクの実行までを自律的・半自律的に支援するAIエージェントや業務アプリケーションを開発します。既存の基幹システムや社内ツールと連携させることで、複数のシステムにまたがる業務フローを横断的に自動化・効率化します。

ｃ．データ基盤上のAI・業務自動化

Microsoft 365（※）やMicrosoft Azure（※）等、顧客が既に導入・運用しているデータ基盤環境に企業データを安全に接続し、AI実装や業務自動化、さらには運用データや評価を反映した継続的な改善を支援します。当社は日本マイクロソフト社より「Microsoft Copilot」Specializationを取得しております。同認定は、セキュリティやコンプライアンスに配慮した導入準備の評価を含む、Copilotの導入・活用支援に係る専門性と実績を示すものです。アクセス権限や情報保護に関する知見を活かしたAIエージェントの構築や業務自動化に加え、現場の業務に即した利用ルールや運用体制の整備を組み合わせることで、安全なAI活用と組織内での定着を支援しております。

(iii) 自社サービス（当社ではAIネイティブサービスと称しております。）では、個別案件で得た業務知見と開発経験をもとに、共通する要件・機能を再利用可能なモジュールに整理し、業界特化型のAIサービスとして展開しております。建設業界向けの「ケンスケ」では法令検索・図面チェック等、製造業向けの「セイスケ」では図面・仕様書の参照や画像外観検査等を支援し、顧客の業務に応じた設定・連携等を行っております。顧客固有のデータそのものの転用ではなく、権利及び契約上利用可能な範囲で共通機能やノウハウを再利用する取組です。その他、企業及び個人向けに、学習プラットフォーム「SkillUpAI LMS（※）」、AI／DXスキル可視化アセスメントツール「SkillCheck AI」、問題作成支援ツール「ExamAI」、検定対策アプリ及び論文検索システムなどを提供しております。

さらに、GXの専門知見とAI開発力を組み合わせたサステナAIエージェントにより、サステナビリティ業務の高度化・効率化を支援しております。顧客の業務や社内情報に合わせたAIエージェントの構築を通じて、GX分野でも人材育成から実務でのAI活用へ支援範囲を広げております。

(ビジネスモデル)

AI開発・活用支援は、サポートの提供期間に応じて収益を計上しております。また、受託開発案件は、AI開発に関するPoC、AI開発の受託サービスを提供することが履行義務となり、当該履行義務は、一定の期間にわたり充足することから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。自社サービスの利用に係る契約については、その利用期間等に応じた利用料を収益としております。

(3) 当社グループのビジネスモデルの特徴

当社グループは、Land＆Expand戦略として、人材育成を継続的な顧客接点の一つとし、伴走支援を通じて現場の業務手順、判断基準及びデータ上の制約への理解を深め、AI開発・実装へと提供範囲を広げております。累計導入企業数は2026年８月時点で約1,100社であり、大手企業のDX推進部門、経営企画部門、情報システム部門等と現場をつなぐ支援を行っております。実装後に明らかになった課題への追加開発、他部門・他業務への展開及び運用改善により、同一顧客内で複数のプロジェクトへ取引を拡大する顧客深耕型のモデルです。

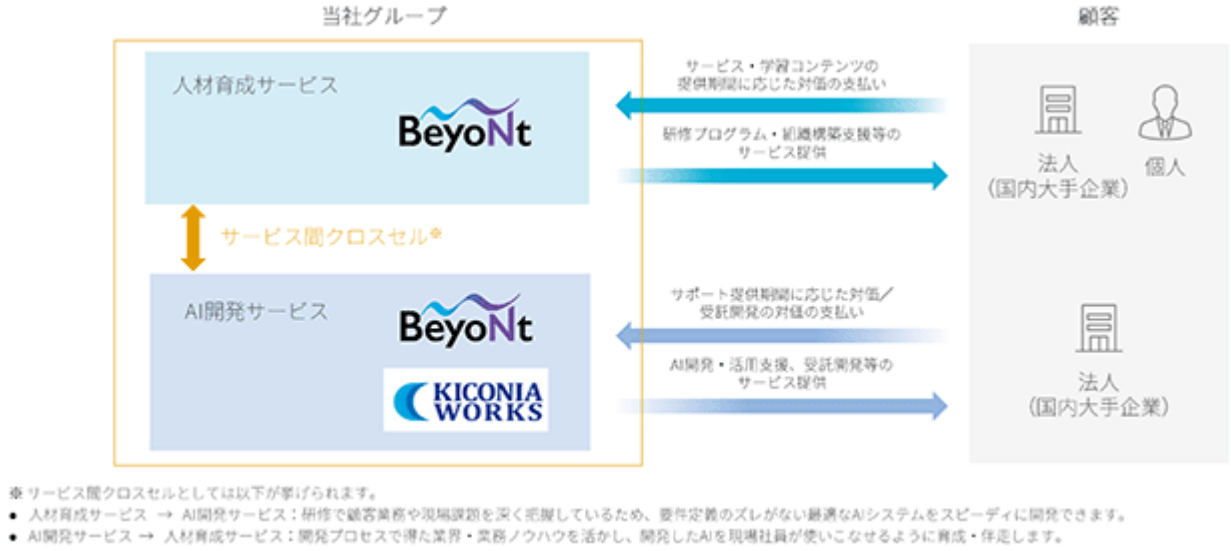
顧客の現場で課題探索から実装・運用まで深く関与するFDE（Forward Deployed Engineer）（※）型の支援は、技術と業務を結びつける上で有効なアプローチであると認識しております。一方、業務理解、課題設定、技術実装及び関係者との調整等の幅広い役割を少数の専門人材に集中させる場合、その確保・育成や同時に対応できる案件数が事業拡大上の制約となり得ると考えております。FDE型にもチームでの分業や顧客への知見移転を組み込む取組がありますが、当社グループは、人材育成を通じて顧客の業務担当者が課題設定・評価・改善に参画できる体制を整え、伴走支援を担う専門人材とAI開発チームを結びつけることを重視しております。

人材育成は、AI実装を組織的に進めるための事業基盤と位置付けております。当社グループが先端技術や産業の変化を踏まえて変革の方向性を示し、顧客の業務知識・判断基準を伴走支援で具体化することで、開発チームが技術選定・実装・品質確保を進めやすくします。顧客の実行力と当社グループの業務理解を同時に高め、特定の個人への依存を抑えながら、複数案件や他部門への展開を進めることを目指しております。さらに、各案件で得た知見を育成プログラムや開発手順へ還元し、利用可能な共通機能をモジュール・業界特化型サービスとして再利用することで、案件ごとに人員を追加するだけに依存しない提供体制の拡張を図ります。こうした取組を通じ、AI開発・実装の提供範囲と１社当たりの取引額を拡大するとともに、自社サービスの継続利用による収益の積み上げと収益性（営業利益率）の向上を目指しております。

［事業系統図］

当社グループの事業系統図は、次のとおりです。

図中の人材育成では、研修・コンサルティング・検定・採用支援等を提供し、受講料・支援料・受験料・紹介手数料等を受領します。AI開発サービスでは、AI開発・活用支援・受託開発・自社サービスを提供し、開発・支援の対価及び利用料を受領します。



※サービス間クロスセルとしては以下が挙げられます。
- 人材育成サービス → AI開発サービス：研修で顧客業務や現場課題を深く把握しているため、要件定義のズレがない最適なAIシステムをスピーディに開発できます。
- AI開発サービス → 人材育成サービス：開発プロセスで得た業界・業務ノウハウを活かし、開発したAIを現場社員が使いこなせるように育成・伴走します。

※用語説明

本項「事業の内容」において使用する用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
DX	Digital Transformationの略称であり、データとデジタル技術を活用した製品やサービス、ビジネスモデルの変革、業務や組織、企業文化・風土の変革を通じて、競争上の優位性を確立する取組のことを指します。
量子技術	量子力学の原理を応用し、従来の計算技術や通信技術では実現が困難であった高速計算・高精度計測・高い安全性を持つ通信などを可能とする技術の総称を指します。量子コンピュータ、量子暗号通信、量子センサー等が含まれます。
BI	Business Intelligenceの略称であり、企業が蓄積した大量のデータを収集、分析し、意思決定に役立てるための技術や手法、プロセスを指します。
GX	Green Transformationの略称であり、化石燃料に依存した社会から、再生可能エネルギーを中心とした社会へと転換し、経済社会システム全体を変革する取組のことを指します。
SX	Sustainability Transformationの略称であり、企業が持続可能性を重視した経営へと転換し、事業活動を通じて社会や環境の課題解決に貢献していく取組のことを指します。
データサイエンス	大量のデータを数学、統計学、プログラミングなどの手法を用いて分析し、問題解決や意思決定に役立つ知見や予測を導き出す学問分野を指します。
マシンラーニング	コンピュータがデータからパターンを自動で学習し、その学習結果をもとに未知のデータに対して予測や判断を行う、AI(人工知能)の一分野を指します。
フルスクラッチ開発	既存の製品やパッケージ等を用いず、顧客の要件に合わせて個別にゼロからシステムを開発する手法を指します。
数理最適化	数式モデルを用い、与えられた制約条件の下で目的（コスト最小化、効率最大化等）に合致する最適な解（配送ルート、生産計画等）を計算によって導き出す手法を指します。
Microsoft 365	米国Microsoft社が提供する、クラウドベースの統合型グループウェア及び業務生産性向上サービスの総称を指します。
Microsoft Azure	米国Microsoft社が提供するパブリッククラウドプラットフォームを指します。
LMS	Learning Management Systemの略称であり、eラーニングを実施する際のベースとなるシステムを指します。受講者がログインして学習する受講機能、教員や管理者が受講履歴や成績管理を行う管理機能などからなることが一般的です。
FDE（Forward Deployed Engineer）	顧客企業の現場（最前線）に直接入り込み、自社のソフトウエアやAIプロダクトを活用して課題発見からシステム実装、価値検証までを一気通貫で担うエンジニア職種のことを指します。

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社KICONIA WORKS	東京都渋谷区	3,200	AIを中心とした最新テクノロジーを用いた開発・伴走支援事業	100.0	役員の兼任あり システム開発の委託

(注) １．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
２．特定子会社に該当する会社はありません。

５ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
AIソリューション事業	90 (1)
合計	90 (1)

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近１年間の平均人員を(　)外数で記載しております。
２．当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026年９月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
76(1)	36.0	2.2	5,884,653

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近１年間の平均人員を(　)外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社及び連結子会社いずれの会社も、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではありませんが、人的資本経営の観点から、参考として提出会社の管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率は以下のとおりとなります(いずれも2026年７月31日現在)。

・提出会社の管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合：21.1%
・提出会社の男性労働者の育児休業取得率：100%

（注）提出会社の男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは「先端の知と人の可能性を繋ぎ、社会の進化を加速させる」を経営理念とし、先端技術や社会・産業の変化を捉えて変革の方向性を示し、人材育成と技術の実装を通じて組織に変革をもたらし、その変革が社会全体に波及していくことを目指します。

ミッションは、「人と組織の変革<トランスフォーメーション>を促し、企業の進化を支える」ことです。当ミッションに込めた思いは次のとおりです。

「企業の持続的な成長において、先端領域の知恵を活用し、変革する力は不可欠です。

私たちは、この力を獲得する上で最も重要なのは、「人」の力と、技術を業務に実装する仕組みの両方にあると信じています。

特に、業務や組織文化を深く理解し、熱意を持つ内部人材こそが競争力を支える鍵となります。

だからこそ、先端領域の知を正確かつ迅速に体系化し、人材育成とAI開発・導入を組み合わせ、個人と組織が共に学び、実践し、変革が文化として根づくことを、私たちは支援します。

不確実性が一層高まるこれからの時代においても、私たちは人と組織の変革＜トランスフォーメーション＞を促し、継続的な価値創造を可能にする企業への進化を支援します。」

ビジョンとしては、「変化と触発が連鎖し価値創造が続いていく社会」を実現することを掲げています。当ビジョンに込めた思いは次のとおりです。

「人を起点としたトランスフォーメーションの利点は、組織に持続的な波及効果をもたらしうる点です。

つまり、新たな価値を生み出せるようになった人材がもたらした変革に、他部門の人材や次世代の人材も触発され、新たな発想や行動の変化が起こり、それがさらなる触発を促す－このような変化と触発の連鎖が、組織全体の価値創造の好循環を加速していきます。

それが、個別の企業、業界にとどまらず、社会全体に広がっていき、働く人々が自発的な探求心を持って価値を創造し続けていく社会を実現します。」

当社グループは、先端領域の知を正確かつ迅速に体系化し、「人材育成」「伴走支援」「AI開発」を組み合わせ、顧客の課題設定・評価・改善の力を育むとともに、当社グループの業務理解を深め、課題の具体化から実装・継続活用までを支援します。これにより、組織全体に変化と触発の連鎖をもたらし、当社ビジョンの実現を目指してまいります。

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境について、経営者の認識は次のとおりです。

我が国経済は、政府が掲げる「成長戦略」のもと、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」、先端技術を花開かせる「成長投資」の２つを中心に持続可能な社会の実現と産業競争力の強化に向けた構造改革を加速させようとしております。

この２つの成長の軌道を歩むに当たって、政府は日本成長戦略会議において中長期的な成長期待の向上と民間投資の拡大が望まれる17の重点戦略分野を選定しており、その加速装置と位置づけられているのがAIトランスフォーメーション(AX)（※）であります。とりわけ、バーティカルAI(領域特化型AI)、デジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)、そして量子技術等の先端テクノロジーの確保と社会実装は、我が国及び企業における成長の柱として位置づけられております。

これらの成長投資に共通する最大の制約は、その担い手となる人材の構造的な不足であると当社グループは認識しております。このような状況下において、当社グループを取り巻く事業環境の認識は以下のとおりであります。

① 国内AIビジネス市場の拡大とAXの必要性

国内AIビジネス市場は、2024年～2029年の年間平均成長率36%で推移し、2029年には6兆8,897億円規模（2025年比2.9倍）に急拡大することが予測されております（出所：IDC Japan株式会社「国内AIシステム市場予測」2026年３月18日公表）。しかしながら、足元で旺盛な需要が存在する生成AIにおいて、業務効率化や人手不足解消に向けて生成AI活用を推進している企業のうち、期待を大きく上回る効果を創出した企業の割合は限定的です（出所：PwC「生成AIに関する実態調査 2026春 6カ国比較」）。その課題の一つは「専門人材の不足」であり、AI推進のための人材育成と、ビジネスプロセス自体をAI中心に再設計するAXへの本格的な投資が、企業規模・業種を問わず不可欠な状況となっております。当社グループは、このAI導入意欲と人材供給のギャップこそが、人材育成から伴走支援・AI開発までを一気通貫で提供する当社グループのビジネスモデルに対する構造的な需要であると認識しております。

また、AI活用を業務に定着させるには、人材の確保・育成と併せて、安全な導入・運用を支える体制の整備も重要となります。企業におけるサイバーセキュリティへの関心が高まる中、生成AI・AIエージェントの導入に際しても、機密情報の保護、アクセス権限の適切な設定及び利用状況の管理が求められております。これらへの対応には、技術的な対策に加え、現場の業務に即した利用ルールの整備と、それを実践できる人材の育成が必要となります。当社グループは、こうした安全性と業務活用の両立に向けた支援需要が、人材育成から開発・導入、活用定着までを支援する当社グループの事業機会の拡大につながるものと認識しております。

② バーティカルAI・フィジカルAIの市場形成

バーティカルAIの国内市場は2030年に約３兆円に達するとの予測が示されております(出所：日本成長戦略会議「日本成長戦略資料」)。現場知見をデータとして集積しAIに活用することで独自の価値創出が可能となり、エージェント型AIの浸透や経営改革による付加価値創出も期待されるほか、バーティカルAIの活用は、製造・物流・建設・インフラ保守等の現場実装を担うフィジカルAIの開発・利用にも繋がります。政府は、市場性・公共性・戦略性の観点から重点領域を選定し、領域別戦略の策定と、人材を含むAI基盤や研究開発・実証への集中投資を進める方針を示しております。

一方で、他国への過度な依存は、データの海外流出やデジタル赤字拡大に直結するため、AIの開発・活用における自律性の確保が急務とされており、国内企業自身がAIを内製・運用できる人材・組織能力の獲得が政策的にも要請されております。当社グループが推進する、顧客企業のAI活用力の向上と開発・導入支援は、この政策的方向性と軌を一にするものであります。

③ 先端技術領域の変遷への対応

ガートナーのハイプ・サイクル(特定の技術の成熟度、採用度、社会への適用度を示す図)が示す量子技術、Web3.0（※）、ブロックチェーン（※）など、市場の成熟度や社会への適用度が目まぐるしく変化する先端テクノロジーが次々と登場しており、これら次世代技術への迅速なキャッチアップと事業化への応用が喫緊の課題となっております。技術の陳腐化サイクルが短期化するほど、一度きりの研修に留まらず、先端領域の知を継続的に体系化し組織に実装し続ける外部パートナーへの需要は、構造的に高まるものと認識しております。

④ GXを巡る動向と人材課題

「2050年カーボンニュートラル宣言」及び「GX実現に向けた基本方針」（2023年２月閣議決定）を背景に、GXへの取組は企業の最重要アジェンダとなっております。政府はGX推進法に基づき、今後10年間で150兆円超の官民GX投資の実現を掲げ、GX経済移行債の発行を通じた20兆円規模の先行投資支援等の施策を推進しているほか、「GX2040ビジョン」（2025年２月閣議決定）においては、GXを担う人材の育成・確保が重要な課題として位置づけられております。さらに、GX推進法の改正により、一定規模以上の排出企業を対象とする排出量取引制度（GX-ETS）の法定化・本格稼働が予定されており、GHG（温室効果ガス）排出量の算定・報告・削減は、大企業のみならず、そのサプライチェーンを構成する中堅・中小企業においても実務上の要請となりつつあります。

こうした施策の実行を担う「社内GX人材」の確保は急務である一方、その供給は大幅に不足しております。また、GHG排出量の算定・可視化・削減はデータ基盤の整備（DX）を前提とするため、社内における「DX推進担当」と「サステナビリティ／GX推進担当」の有機的な連携が不可欠であり、AI/DXとGXの双方の人材育成を体系的に提供できる事業者は限られております。当社グループは、経済産業省が設立した「GXリーグ」の「GX人材市場創造ワーキンググループ」において代表リーダー企業を務め、日本初となる脱炭素人材の育成指針「GXスキル標準」を策定するなど、GX人材市場のルール形成における先行的地位を確立しております。

⑤　量子技術を巡る動向と人材課題

量子技術は、政府が2022年４月に策定した「量子未来社会ビジョン」において、2030年に国内の量子技術の利用者を1,000万人とし、量子技術による生産額を50兆円規模とすること等が目標として掲げられているほか、前述の17の重点戦略分野の一つに位置づけられるなど、国家戦略上の重要技術とされております。経済産業省の量子関連予算は2025年度補正予算において1,004億円となるなど、国による投資も加速しております。また、量子コンピューティングが2035年までに最大2.7兆米ドルの経済価値を創出するとの試算(出所：McKinsey & Company「Quantum Technology Monitor 2026」)が公表されるなど、世界的にも関連市場の中長期的な拡大が見込まれております。一方、量子技術の産業化・社会実装に向けては、それを担う人材の不足が構造的な課題とされており、政府の関連文書においても量子人材の育成・確保が最重要課題の一つと位置づけられております。

当社グループは、こうした人材不足に関する課題を大きな事業機会と捉えており、具体的な取組内容については「(3) 経営戦略」に記載しております。

⑥　サステナビリティ情報開示の制度化の進展と関連人材需要の拡大

サステナビリティ情報開示の制度化が国内外で急速に進展しております。国際的にはISSB(国際サステナビリティ基準審議会)基準の適用が広がり、国内においてはサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が2025年３月に「サステナビリティ開示基準」を最終化し、2026年２月の内閣府令改正を経て、2027年３月期以降、時価総額３兆円以上の東京証券取引所プライム市場上場企業から段階的に、有価証券報告書における同基準に基づく開示が義務化されることとなりました。同基準はGHG排出量についてScope3(サプライチェーン排出量)までの開示を求めるため、開示義務の直接の対象企業のみならず、その取引先である中堅・中小企業や非上場企業にも排出量の算定・削減の実務対応が波及します。加えて、国内のクライメートテック企業に対して内外の大手機関投資家による大型出資が相次ぐなど、脱炭素関連市場への資金流入も拡大しております。

一方、GHG排出量の算定、削減施策の立案、サステナビリティ開示の実務を担う専門人材は構造的に不足しております。環境省が運営する「脱炭素アドバイザー」認定制度は、こうした人材の能力を客観的に証明する枠組みとして企業の採用・育成基準への浸透が進んでおり、当社グループの「GX検定」は、ベーシック・アドバンスト・シニアアドバイザーの３類型すべてにおいて認定を受けております。

とりわけ最上位の「脱炭素シニアアドバイザー」については、2026年２月に当社「GX検定 スペシャリスト」が認定を受けており、本書提出日現在、同類型の認定を受けた検定は当社「GX検定 スペシャリスト」のみであります。サステナビリティ開示規制の適用拡大は、当社グループのGX人材育成事業に対する中長期的かつ制度的な需要拡大要因であると認識しております。

このように、AI/DX、GX及び量子技術の各領域における構造的な人材不足と、サステナビリティ情報開示の制度化の進展は、これらの領域において人材育成からAI開発までを一気通貫で提供する当社グループにとって、大きな事業機会であり、持続的な追い風であると認識しております。

(3) 経営戦略

当社グループは、人材育成からAI開発までを一気通貫で提供しております。人材育成・伴走支援で顧客企業の業務に深く入り込んで課題を理解し、その理解を土台にAI開発へと取引を広げております。さらに、追加開発、他部門・他業務への展開、活用定着・運用改善を通じ、同一顧客内の提供範囲と継続取引を拡大する顧客深耕型のモデルによる成長を目指しております。蓄積した知見は、顧客の課題設定・評価力と当社グループの開発資産の双方に還元します。FDE型の支援で求められる業務理解と技術実装を、顧客の実行力向上、専門人材の連携及び開発資産の再利用によって組織的に担い、特定の個人の対応能力に依存しない事業拡大を目指します。

AI利活用に係る顧客企業のニーズが高度化する中、当社グループは人材育成機能と伴走支援・AI実装機能の双方を併せ持つ「一気通貫」のビジネスモデルにより、競合するFDE型ベンダー（※）や一般的なAI開発ベンダーとの明確な差別化を図り、独自のポジションを確立しております。FDE型ベンダーやAI開発ベンダーとの主な特徴・ポジショニングの差異は、下表のとおりであります。



AIの実装を中心とするAI開発ベンダーに対し、当社グループは実務伴走支援からAI実装までを一体で手掛けます。また、顧客の現場に専門人材を派遣・常駐させて開発を主導するFDE型ベンダーと比較しても、当社グループは「人材育成」の機能を有している点に大きな特長があります。顧客社内の人材に対して役割・習熟度別の育成プログラムや実データを活用した課題解決型学習を提供することで、顧客組織全体のAIリテラシーを高め、課題を見極めAIの精度や成果を自ら評価・改善する力を顧客側に蓄積（自走化・内製化）します。これにより、外部エンジニアへの依存を防ぎつつ、得られた業務知見や開発ナレッジを顧客と当社グループの双方へ有機的に還元し、次の支援に活用するナレッジ循環型ビジネスモデルを構築することで、同一顧客内における別プロジェクトへの展開やAI実装の迅速化など、複合的な付加価値を創出することが可能となっております。当社グループの中長期的な成長戦略として、次の６つを掲げております。

① AI/DX人材育成事業の深化と安定成長

AI/DX特化型研修の拡充： 企業のAI導入障壁となっている「専門人材不足」を解消するため、単なる知識習得にとどまらず、ビジネスプロセス再設計までを担えるAX人材の育成カリキュラムを強化いたします。

政府政策との連動： リスキリング支援制度やAX推進政策を背景に、エンタープライズ顧客を中心に安定的な受注基盤を拡大いたします。

② 「人材育成→伴走支援→AI開発」の一気通貫モデルの確立

顧客と当社グループ双方への知見の蓄積： 育成・伴走支援で顧客のデータ構造や判断基準を理解し、顧客の課題設定・評価力と当社グループの開発資産に還元することで、次の実装・横展開の効率向上を図ります。

LTV（顧客生涯価値）の最大化： 企業の成長フェーズに合わせ、人材育成からシステム実装までをシームレスに提供し、長期的かつ多層的な収益構造を構築いたします。重点顧客ごとに課題と成長機会を捉えるABM（アカウント・ベースド・マーケティング）により、追加開発や他部門展開を進め、大口顧客数と１社あたりの年間取引額の拡大を図ります。

③　AI開発サービスの垂直立ち上げ

グループシナジーの最大化： 子会社である株式会社KICONIA WORKSの高度なアルゴリズム実装力と、当社の人材育成・伴走支援・AI開発力を融合し、AIエージェント等の先端技術を実業務に組み込む伴走支援とAI開発までのフェーズを加速いたします。

高付加価値案件へのシフト： 人材育成を通じて獲得した顧客に対し、PoC（概念実証）から本番実装までをクロスセルすることで１社あたり取引単価の向上を実現させます。また、共通機能を活用した自社AIサービスの拡充と継続利用を進め、提供効率及び収益性の向上を目指します。日本マイクロソフト社との協業による顧客接点を、活用定着や追加開発等（セキュリティの知見を活かしたAIの権限設計・情報保護・運用ルール整備を含む）の継続取引につなげてまいります。

④　先端テクノロジーへの迅速なキャッチアップに伴う価値提供とR&D

次世代技術の先行投資： Web3.0、ブロックチェーン等、ハイプ・サイクルにおける次世代技術の調査・研究を継続し、早期の商用化・研修プログラム化の推進を図ります。また、M&Aによる開発力の強化や、参画する事業を当社グループ自らが運営し、AIを活用して業務・サービスを再構築することも検討します。

当社の価値提供の源泉を維持向上していくため、AI開発やR&Dに該当するデジタルテクノロジー部門の更なる機能強化を図ることが求められ続けます。当社は、専門組織としてバーティカルに展開する業界産業別に機能分化することで顧客理解を深化させてまいります。

⑤　GX人材育成による新市場の創造とリード

「GXスキル標準」(GXに関する知識やリテラシー、推進に必要な人材、役割、スキルを定義・標準化したGX人材育成やGX組織開発の指針)の社会実装： 経済産業省がリードするGXリーグ内の「GX人材市場創造WG」において当社が代表リーダー企業として策定した当該指針を業界標準とし、国内最大級のGX人材育成プラットフォームとしての地位の確立を目指します。

DX×GXのクロス領域支援： 脱炭素化に不可欠なデータ基盤(DX)とサステナビリティ戦略を融合させ、企業の環境経営を人材面からトータルにサポートいたします。さらに、GXの専門知見とAI開発力を組み合わせ、自社AIサービスによる実務支援へ展開してまいります。

知的財産とメソッドの蓄積： 官民連携(GXリーグ等)を通じた市場のルール形成に参画し、先行者利益の確保を図ります。

⑥　量子人材育成による将来市場の創造

国家プロジェクトへの参画によるルール形成： 内閣府SIP第３期の量子技術課題に沖縄科学技術大学院大学(OIST)の共同研究機関として参画し、産学連携による量子人材育成プログラム「量子技術入門コース」を2024年度より運営しているほか、内閣府BRIDGE事業において量子スキル標準の策定及び量子系検定の仕組みづくりを担うなど、量子人材育成市場のルール形成段階から先行的に関与しております。

「スキル標準→教育→検定」モデルの横展開： GX領域で確立した「スキル標準の策定→教育プログラム→検定」の事業モデルを量子領域に展開しており、2026年２月にはQ-STAR等と共同で「量子リテラシー標準(QSS-L) ver.1.0」を策定・公開いたしました。同標準等を起点とした教育プログラム・検定の事業化を今後推進してまいります。

産学官ネットワークの構築： Q-STARの人材育成ワーキンググループにおけるリーダー企業として、沖縄科学技術大学院大学(OIST)、九州大学マス・フォア・インダストリ研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)等との連携体制の構築を図ります。

なお、量子関連の取組は、現時点では中長期的な市場創造を見据えた先行的な取組の段階にあり、収益への貢献は限定的であります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、顧客深耕による取引の大口化とAI開発への展開を把握するために、「年間取引金額2,000万円以上の顧客企業数」及び「AI開発クロスセル率」を重視しています。なお、各指標の定義・算出方法については、「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、以下の課題に優先的に対処しています。

①　プロダクトの強化と開発体制の確立

顧客により良い学習体験や業務改善につながるサービスを提供するため、プロダクトの品質向上と機能強化を継続的に進めています。業務の一般化・細分化を行い、コア業務を除いた単純化された作業については外部へ委託するリーンな開発体制を維持し、顧客のニーズに基づいたプロダクト開発を継続的に行っています。

②　優秀な人材の確保と組織体制の整備

事業の継続的な成長には、優秀な人材の確保、育成、定着が不可欠であると認識しています。特に、データサイエンティスト、AI/DX、GX分野における人材の増員が事業計画達成に不可欠であるため、積極的な採用活動と強固な組織体制の整備を進めています。従業員が中長期にわたり活躍できる環境の整備、企業カルチャーの醸成、人事制度の構築にも取り組んでいます。

③　内部管理体制の強化

事業規模の拡大や子会社の取得に伴い、業務運営の効率化とリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しています。管理系の各部署における優秀な人材の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを進めています。

④　財務上の課題

キャッシュ・フローはプラスの状況であり、かつ潤沢なキャッシュポジションと自己資本比率に鑑み、現時点で当社グループは財務上の課題を認識しておりません。今後の事業拡大に備え、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善を通じて財務体質の強化を図る計画です。高い売上高成長率を目指しつつ、投資の選択と集中を行うことで利益率の向上も図ります。

※用語説明

本項「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において使用する用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
AIトランスフォーメーション	企業がAI技術を経営の中核に据え、業務プロセスやビジネスモデル、組織のあり方そのものを根本から変革する取組。
Web3.0	ブロックチェーン等の分散型技術を基盤とし、デジタル上のデータや資産を中央管理者に依存せずに利用・移転できる次世代インターネットの概念。
ブロックチェーン	取引データを複数のコンピュータで分散して記録し、改ざん耐性と透明性を確保する技術。暗号資産(仮想通貨)の基盤技術として知られるほか、サプライチェーン管理、デジタル証明書、スマートコントラクトなど幅広い用途が検討されている。
FDE型ベンダー	顧客の現場に専門家（エンジニア等）が深く入り込み、業務課題の特定からAIシステムの実装・運用までを一気通貫で牽引する提供モデルを持つベンダーを指します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) サステナビリティに関する基本的な考え方

当社グループは、「先端の知と人の可能性を繋ぎ、社会の進化を加速させる」を経営理念とし、「人と組織の変革＜トランスフォーメーション＞を促し、企業の進化を支える」ことをミッションとしております。当社グループにとってサステナビリティは、事業と切り離された社会貢献活動ではなく、事業そのものであります。また昨今では、AIの普及・発展に伴うデータセンターの増設により、過剰な電力消費や大量のクリーンウォーター（水資源）の確保など、テクノロジーの進展に伴う新たな環境負荷課題が深刻化しております。当社グループは、AIの利活用を推進する立場として、こうした側面（トレードオフ）にも正面から向き合い、技術進化と環境保護を両立させるSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）を牽引していく責務があると認識しております。すなわち、AI/DX・GX・量子技術等の先端領域における人材育成と組織能力の実装を通じて、顧客企業の生産性向上と脱炭素・循環型社会への移行を支えることが、当社グループの企業価値の源泉であると同時に、社会全体の持続可能性への貢献であると考えております。

この認識のもと、当社グループは、①事業を通じた社会・産業のトランスフォーメーション支援と、②当社グループ自身の経営基盤のサステナビリティ(気候変動対応、人的資本、AI倫理・情報セキュリティ等)の両面から、サステナビリティ経営を推進しております。

(2) 重要課題(マテリアリティ)

当社グループは、事業への影響(リスク及び機会)とステークホルダーにとっての重要性の両面から、以下の重要課題(マテリアリティ)を特定しております。マテリアリティは、経営環境の変化を踏まえ、取締役会において定期的に見直しを行います。

重要課題	主な内容(リスク・機会)	関連する主な取組・指標
① 先端人材育成を通じた産業競争力と脱炭素移行への貢献	(機会)AI/DX・GX・量子分野の構造的人材不足の解消への貢献。 (リスク)人材育成の質の低下・コンテンツの陳腐化。	GX検定(環境省認定)、GXスキル標準、研修修了者数・検定受験者数等
② 気候変動への対応	(機会)脱炭素政策・開示規制の進展によるGX人材需要の拡大。 (リスク)政策後退による市場減速、物理的リスク。	Scope1・Scope2排出量の算定・削減、TCFD提言のフレームワークに沿った開示
③ 人的資本・多様性	(機会・リスクの双方)専門人材の確保・育成・定着は事業成長の最重要基盤。	人材育成方針・社内環境整備方針、後掲の指標及び目標
④ AI倫理・情報セキュリティ	(リスク)AIの社会実装を担う企業としての倫理的なAI利活用、顧客の機密情報・個人情報の保護。	ISO/IEC 27001認証(2024年10月取得)、情報セキュリティ研修、AI関連規制への対応

(3) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を経営上の重要事項と位置づけ、取締役会がその監視・監督の最終責任を負う体制としております。代表取締役社長兼CEOがサステナビリティに関する取組全般を管掌し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会(委員長：代表取締役社長兼CEO、原則四半期に１回開催)において、気候関連を含むサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別・評価・対応状況をモニタリングした上で、重要事項を取締役会に報告しております。取締役会は、サステナビリティに関する方針、重要課題(マテリアリティ)並びに指標及び目標の設定・改定について審議・決議するとともに、その進捗をレビューいたします。

また、当社の取締役会には、金融機関グループにおいてサステナビリティ経営及びESG投資を統括した経験を有する社外取締役が参画しており、機関投資家の視点を踏まえたサステナビリティ経営の監督機能を担っております。

(4) リスク管理

サステナビリティ関連リスクは、全社的リスク管理プロセスに統合して管理しております。具体的には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会が、気候関連(移行リスク・物理的リスク)を含むサステナビリティ関連リスクを、発生可能性及び影響度の観点から識別・評価し、対応策の策定・実行・モニタリングを行い、重要なリスクは取締役会に報告しております。気候関連のリスク及び機会については、短期(１年以内)・中期(１～３年)・長期(３年超)の時間軸で評価しております。識別された主要なリスクについては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載しております。

(5) 戦略

ａ．気候変動(TCFD提言のフレームワークに沿った認識)

当社グループは、気候変動が当社グループの事業に与えるリスク及び機会について、次のとおり認識しております。

区分	内容	当社グループへの影響と対応
移行リスク	炭素価格の導入・上昇、規制強化に伴う事業コストの増加。	当社グループは無形サービス業であり自社のGHG排出量は僅少であるため、直接的な影響は限定的であります。むしろ規制強化は顧客企業のGX人材需要を拡大させる要因となります。
物理的リスク	風水害・気温上昇等の急性・慢性リスクによる事業拠点・サービス提供への影響。	事業拠点は本社に集約されておりますが、サービスはオンライン提供が可能であり、リモートワーク体制の整備により事業継続への影響は限定的であります。
機会	GX投資、排出量取引制度の本格稼働、サステナビリティ開示の制度化に伴う、GX人材・脱炭素実務人材への需要拡大。	「スキルアップGreen」及び「GX検定」(環境省認定制度・脱炭素アドバイザー３類型すべてに対応)並びに「GXスキル標準」を通じて市場拡大を捕捉し、DX×GXのクロス領域支援により差別化を図ります。

当社グループは、脱炭素社会への移行が進展するシナリオにおいてはGX人材市場の拡大により事業機会が増大し、移行が停滞するシナリオにおいてもAI/DX・量子技術等の複数領域にまたがる事業ポートフォリオにより影響を吸収できるものと分析しており、いずれのシナリオにおいても当社グループの事業のレジリエンスは確保されているものと認識しております。

ｂ．人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略

当社グループのミッションの実現は、高度な専門性と学び続ける姿勢を持つ人材によって支えられており、人的資本への投資は当社グループの成長戦略そのものであります。事業活動を通じて社会課題の解決を図る上で人権の尊重が大前提であるとの認識のもと、当社グループは、全ての役員・従業員に適用される「人権方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公開しております(URL：https://beyont.jp/sustainability/)。

(a) 人材育成に関する方針

先端領域の学びを社会に提供する当社グループの従業員自身が、最先端の学び手であることを人材育成の基本方針としております。具体的には、技術系以外の人員も含めた全従業員に対し、一般社団法人日本ディープラーニング協会が実施するG検定・E資格や当社「GX検定」等の資格取得を奨励し(受験費用の補助及び取得時の報奨金支給)、当社の学習プラットフォーム「SkillUpAI LMS」を無償で利用可能とすることで、継続的な自己研鑽を支援しております。また、顧客プロジェクトへの伴走を通じた実践的な能力開発、社内勉強会及びナレッジ共有の仕組みにより、先端領域の知見が組織内で循環する文化を醸成しております。

(b) 社内環境整備に関する方針

多様な人材がその能力を最大限に発揮できるよう、フルリモートも可能なリモートワーク制度をはじめとする柔軟な働き方を整備するとともに、性別・年齢・国籍等によらない採用・登用を推進しております。本書提出日現在、当社の役員(取締役及び監査役)に占める女性の比率は50.0%であり、経営の意思決定層における多様性を確保しております。また、ハラスメント防止に関する社内規程・研修体制を整備し、従業員が心理的安全性をもって挑戦できる環境の維持に努めております。

(6) 指標及び目標

ａ．気候変動に関する指標及び目標

当社グループは、GX人材の育成を通じて顧客企業及び社会全体の脱炭素を促進することこそが、当社グループが気候変動対応において果たすべき最大の役割であると考えており、事業を通じた貢献に関する指標を設定しております。

指標	対象範囲	実績(2025年11月期)	目標
GX検定 累計受験者数	―	13,424名	2026年11月期までに累計18,000名
環境省認定制度「脱炭素アドバイザー」対応資格の累計合格者数	―	9,363名	2026年11月期までに累計14,000名

ｂ．人的資本に関する指標及び目標

指標	対象範囲	実績(2026年７月時点)	目標
役員(取締役及び監査役)に占める女性の比率	提出会社	50.0%	現水準の維持
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	提出会社	21.1%	30%程度
男性労働者の育児休業取得率	提出会社	100.0%	現水準の維持

(注)　当社及び連結子会社は、女性活躍推進法及び育児・介護休業法に基づく公表義務の対象ではありませんが、人的資本経営の観点から任意で開示するものです。

３ 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、下記のとおりです。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、情報の適時開示の観点から、積極的に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

当社は、これらのリスクの発生可能性を考慮した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、当社グループのリスク管理体制に関しましては、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　(1) コーポレート・ガバナンスの概要　③企業統治に関するその他の事項　ｂ．リスク管理体制の整備状況」に記載のとおりです。

各リスクの発生可能性及び影響度は、次の基準に即して判断しております。ただし当社グループの事業展開や業績に直接的な影響を与えない、事業関連以外のリスクの影響度は、世間一般、業界標準、同業他社比較等の観点から、相対的に影響度を判断しております。

発生可能性	高	数年以内に確実に発生する	中	発生する可能性が一定程度ある、かつ当社では制御できない	低	発生する可能性が一定程度あるが当社取組により低減できる又はそもそも発生可能性が低い
影響度	大	事業展開の根幹に影響を与える	中	業績への影響はあるが、事業展開は揺るがない	小	一時的な影響にとどまる又は影響が極小である

(1) 事業環境に関するリスク

① 技術革新のスピードと市場の変化

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、「人と組織の変革<トランスフォーメーション>を促し、企業の進化を支える」をミッションに掲げ、AI/DX及びGX分野の人材育成、組織開発支援及びAI開発・導入を行っております。技術革新のスピードが加速する現代において、AI等の先端領域におけるリテラシー向上は日本経済にとって喫緊の課題であると認識しており、常に最新の技術トレンドや学習ニーズを把握し、コンテンツやサービスを更新していくことが求められます。当社グループがこのような変化に適切に対応できない場合、提供するサービスやプロダクトの陳腐化を招き、競争力が低下する可能性があります。また、AI/DX関連市場の拡大ペースの鈍化や、GX関連市場の立ち上がりの遅れ、政府による人材育成関連政策の助成金制度廃止などの市場環境の悪化・変化も発生する可能性があります。このようなリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、業界や市場の動向を日々注視しながら、必要に応じて適時に当社グループの経営戦略に織り込んでいくとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

② 競合他社の動向

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

AI/DX及びGX領域の人材育成・AI開発市場は成長が期待される分野であり、多くの企業が参入している状況です。新規参入企業や既存の競合他社との間で競争が激化したり、多大な資本投下を行う他社が出現したりした場合、当社グループの競争力が低下し、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、「経済産業省GXリーグ」の「GX人材市場創造ワーキンググループ」の代表リーダー企業として、GXスキル標準の策定を主導するなど、業界における優位性を確立するための取組を継続してまいります。加えて、継続的な技術開発、製品ラインナップの強化、コスト競争力の維持・向上及び顧客基盤の拡大に努めてまいります。

③　認定制度

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、AI人材育成においては「日本ディープラーニング協会」の正会員であり、GX人材育成においては環境省認定制度「脱炭素アドバイザー」の認定を受けたGX検定を主催しております。また、AI人材特化型転職・採用支援サービス「スキルアップAIgent」を提供するにあたり有料職業紹介事業の許可を取得しています。これらの認定・許可が、何らかの理由により維持できなくなった場合、又は関連する制度や基準が大幅に変更された場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、認定主体と定期的にコミュニケーションを取ることで動向を適時に把握するとともに、認定維持に必要な事項があれば適時に実施してまいります。

④　法的規制

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが営むAI/DX及びGX分野の人材育成及び関連事業そのものを直接的に規制する法令は現時点では存在しないものと認識しておりますが、事業の運営においては「個人情報の保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」など、多数の法令等の規制を受けております。将来において、これらの法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受けたり、既存の規制が強化されたりした場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、顧問弁護士等の外部専門家とも連携を取りながら、法改正等の動向を注視するとともに、法規制の遵守のための社内教育や体制構築等を行ってまいります。

⑤　大規模な自然災害・感染症等

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

大地震、台風、津波等の自然災害、火災等の事故、感染症の流行等が、想定を上回る規模で発生し、事業・サービスの停止、設備の損壊や電力供給の制限等、不測の事態が発生した場合には、当社グループによる事業・サービスの提供に支障が生じる可能性があり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、緊急時においても事業・サービス提供が継続できるよう、システムの冗長化、Web会議システム等を活用したリモートワーク、緊急時の連絡・対応体制の整備等により対応してまいります。

⑥　量子技術関連事業

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、中長期的な成長領域として量子技術分野における人材育成関連の取組を進めておりますが、量子技術は研究開発段階にある技術であり、その実用化及び関連市場の形成時期には不確実性があります。当社グループの量子関連の取組による収益への貢献は現時点では限定的でありますが、関連市場の立ち上がりが想定より遅延した場合、又は技術動向・政策動向が大きく変化した場合には、先行投資に見合う収益を確保できず、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、国家プロジェクトへの参画や産学官連携を通じて技術・市場動向を継続的に把握するとともに、投資規模を段階的に管理することにより対応してまいります。

⑦　国家プロジェクト等への参画

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第３期」及び「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」等の国の事業に参画しております。これらの事業は政府の計画及び予算措置に基づくものであり、政策方針の変更、予算の縮減、事業期間の終了等により、事業が継続されない場合又は当社グループの参画内容が変更される場合には、関連する収益の減少や新規領域における事業展開の遅延等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、特定の事業に依存しない収益基盤の多様化を図るとともに、国の事業への参画を通じて策定したスキル標準・教育プログラム等の成果を自社サービスとして事業化することにより対応してまいります。

⑧　気候変動及びサステナビリティ関連の政策・規制動向

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループのGX人材育成事業(「スキルアップGreen」及び「GX検定」)は、国内外の脱炭素政策及びサステナビリティ情報開示規制の進展を主要な成長ドライバーとしております。国際的な政策環境の変化、国内GX政策の見直し、開示規制の適用時期の延期・要件の緩和等により、企業の脱炭素投資及びGX人材への投資が減速した場合、同事業の成長が想定を下回り、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。また、気候変動に起因する自然災害の激甚化等の物理的リスクについては、当社グループは無形サービス業であり、オンラインでのサービス提供体制及びリモートワーク体制を整備していることから、その影響は限定的であると認識しております。

このようなリスクに対しては、「GXリーグ」等の官民連携の枠組みへの参画を通じた政策動向の一次情報の継続的な把握、環境省認定制度をはじめとする制度的ポジションの維持・強化に努めるとともに、AI/DX・GX・量子技術の複数領域にまたがる事業ポートフォリオにより、特定領域の市場変動の影響を分散してまいります。

(2) 事業展開又は事業体制に関するリスク

①　人材の確保及び育成

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの「人と組織の変革<トランスフォーメーション>を促し、企業の進化を支える」というミッションの達成と持続的な成長には、AIアルゴリズムの構築等の技術面に加え、AIを活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面において、優れたデータサイエンティスト、エンジニア、コンサルタント等の専門人材の継続的な確保と育成が不可欠です。人材獲得競争が激化した場合や、計画どおりに人材育成が進まない場合、又はキーマンの離職が増加した場合には、必要な人員を確保・維持できず、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、長期勤務者に対する報奨制度、ストックオプションの付与、マネージャー研修の定期的開催、リファラル紹介制度等、定着率向上や人材育成に係る各種施策を行っております。

②　委託外注先の確保及び品質管理

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループの事業運営においては、特に教材開発、講師、ソフトウエア開発に係る業務を外部に委託しております。顧客ニーズに対して、委託外注先をタイムリーに確保できない場合や、外注先から適切な品質の成果物が提出されず当社グループ従業員の追加作業が発生する場合、さらには外注先が担当した講義内容等が顧客の期待する水準を満たさず、当社グループの社会的信用が低下した場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、既存の委託外注先と定期的にコミュニケーションを取り取引関係を維持することや、新規委託外注先の開拓を行うことに加え、委託外注先に対する選定基準の明確化や、提供されるサービス・成果物の品質に対する定期的なモニタリングを実施しております。加えて、内製化の推進により外部依存度の低減を進めており、2025年４月には株式会社KICONIA WORKSを完全子会社化し、開発の内製化と技術水準の向上を図っております。

③　社歴の浅さ

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は2018年５月に設立された比較的社歴の浅い会社です。当社グループは今後も経営状況を継続的に開示してまいりますが、当社グループの過年度の経営成績又は比較対象とできる期間業績が限定的であることから期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

④　特定人物への依存

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の代表取締役社長兼CEOである田原眞一は、当社創業者であり、当社グループの経営方針・戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たす人物です。何らかの理由により同人が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社は、取締役会及びその他の会議体における情報共有や経営組織の強化を図るとともに、幹部人材の採用・育成や執行役員の登用を進め、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

⑤　Webサービス及びスマートフォンアプリケーションの不具合

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、自社サービスとしてのWebサービスやスマートフォンアプリケーションの開発・提供を行っております。これらサービスやAIシステムにおいて、重大な不具合や誤った出力が発生した場合には、補修等の追加コストや損害賠償責任が発生する可能性があるほか、当社グループのサービスの信頼性低下によるレピュテーションリスクを招きかねず、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、開発計画から本番リリースに至るまでの開発プロセスを定めるとともに、厳しい品質チェックを行った上で本番リリースをするなど、組織的な対応を行うことにより、重大な不具合が発生しないように努めております。

⑥　業績の季節変動

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの「人材育成サービス」は、企業の人材育成予算や研修実施時期の影響を受けやすい性質があります。特に、日本の大手企業を中心とした顧客基盤においては、４月の新入社員研修や人事異動に伴う教育需要が高まる時期及び顧客企業の決算期末に向けた予算消化需要が高まる時期(当社における第２四半期３月～５月)に受注が集中し、その後、受注したサービスの提供開始により売上高が計上されることから、当社グループの業績は第３四半期及び第４四半期に偏重する傾向があります。このような状況において、顧客企業の予算執行方針の変更や研修実施時期の延期等により、これら繁忙期の受注が計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、通年で実施される人材育成サービスの拡充や個人向けリスキリング需要の取り込み等により、売上の平準化に努めております。

⑦　収益計上時期の期ズレ

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの「AI開発サービス」のうち受託開発に関して、履行義務が完了する成果物の納品・検収のタイミングで一時の売上計上を行っているものがあります。顧客側の業務その他の要因により納品・検収が当初想定していた会計期間をまたぐ事態(期ズレ)が生じた場合、当該連結会計期間における当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、受注管理の徹底やプロジェクトマネジメントの強化等を推進することにより、リスクの低減を図っております。

⑧　AI開発サービスの拡大に係るリスク

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、AI/DX人材の「育成」にとどまらず、育成した人材が実務で成果を上げるための「実装・開発」までを一気通貫で支援する「AIソリューション事業」への進化を成長戦略の中核として掲げております。この戦略に基づき、2025年４月にAIプロダクト開発を行う株式会社KICONIA WORKSを完全子会社化し、人材育成市場に加え、より市場規模が大きく単価の高いAI/DX開発市場の獲得を推進しております。

今後の事業計画においては、当該AI開発サービスの拡大及びグループ連結売上高に占める割合の上昇を重要な前提としております。そのため、開発案件におけるプロジェクト管理の不備による不採算案件の発生、納期の遅延、品質問題等が生じた場合、当社グループ全体の経営成績等に影響を与える可能性があります。また、主力の人材育成サービスからAI開発サービスへの顧客誘導（クロスセル）や、買収した子会社とのPMI（Post Merger Integrationの略称で、M&A成立後、経営体制、業務運営、情報システム等を円滑に統合し、買収による経営効果を創出するための一連の活動を指す。）が計画通りに進捗しない場合、想定していたシナジー効果や投資回収が実現できず、当社グループの中長期的な成長戦略そのものの見直しを迫られる可能性があります。また、自社AIサービスの共通機能の再利用や継続利用が進まない場合、又はAI利用料や運用負担が増加する場合には、想定した収益性を確保できない可能性があります。

このようなリスクに対しては、開発案件における厳格な与信管理や契約審査の徹底、プロジェクトマネジメント体制の強化及びグループ間での密な連携によるPMIの推進に努めてまいります。

(3) 社内管理体制に関するリスク

① 内部管理体制

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、各事業の予算管理・資金繰り管理・業務プロセス等内部管理体制の構築が追い付かないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループは、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底してまいります。

② コンプライアンス

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、企業価値の持続的な拡大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識していますが、万が一当社グループ各社又は当社グループ各社の役職員が法令違反等のコンプライアンス上の問題を起こした場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社では、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長兼CEOを委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心に全社的なコンプライアンス管理や、法令遵守に関する定期的な社内研修を行う体制を整備しております。

③ 知的財産権

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、当社グループが行う事業に関する知的財産権の獲得に努めることに加え、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払うことを基本方針としております。本書提出日現在において、当社グループが第三者の知的財産権を侵害している事実は認識しておらず、また、そのような第三者からの申し立て等を受けたこともありません。しかし、当社グループの認識していない知的財産権が既に成立していること等により、当社グループの事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や差止請求・損害賠償請求等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループでは、弁護士及び弁理士等の外部専門家と連携するとともに、知的財産権管理に関する各種社内規程を整備し、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制の構築や、当社グループが保有する知的財産権の適切な管理を行ってまいります。

④　訴訟

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの今後の事業展開において、違法行為、トラブル、第三者への権利侵害があった場合等には、当社グループに対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループは、訴訟等が発生しないように、コンプライアンス重視、リスク回避の対策、社員教育を徹底していく方針です。

なお、本書提出日現在において、元従業員との間に係争中の事件があります。当社グループは、相手方の請求には理由がないものと考えており、今後の手続きにおいて当社の正当性を主張していく方針です。現時点において、当社グループの経営成績及び財政状態に及ぼす影響は軽微であると見込んでおりますが、今後の進捗によっては影響を及ぼす可能性があります。

⑤　情報セキュリティ

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、顧客の機密情報や個人情報を取り扱う事業の性質上、人為的なミスや不正アクセス等による情報漏えいなどのリスクが存在します。こうした事態が発生した場合、顧客からの信頼が損なわれ、損害賠償請求や当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。そのようなリスクが発生した場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報社内取扱規程」を整備するとともに、情報セキュリティに関する研修及び確認テストを年１回及び入社時に当社グループの全ての役職員を対象に実施するなどの周知徹底により、情報セキュリティ体制を構築しております。また、2024年10月24日にISO/IEC 27001認証を取得しております。

⑥　システム障害

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、複数のITシステムを使用して業務処理・管理を行っておりますが、予期せぬサイバー攻撃、コンピュータウイルス感染、災害等に起因するネットワークの不通、ITシステムの提供元等における故意又は過失によるシステムトラブル等により、何らかのシステム障害が生じた場合、障害復旧に係る費用の発生、事業活動の停止や遅延による業績への悪影響に繋がり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループではITシステムの定期的なバックアップや、「情報セキュリティ」の項目に記載したセキュリティ対策を講じております。

(4) その他のリスク

①　M&A及びのれんの減損

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2025年４月に株式会社KICONIA WORKSの全株式を取得し、完全子会社化しております。M&Aには、期待したシナジー効果が得られない、買収後の事業統合が計画どおりに進まない、又は取得後の事業環境が変化するなどのリスクが伴います。これらの要因により、取得時に計上したのれんについて減損損失が発生する可能性があります。のれんの減損損失を計上した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、同社の買収対価の一部の支払方法としてアーンアウトを利用しており、同社の2027年５月１日から2028年４月30日までの期間にかかる営業利益が一定水準を達成した場合、その達成度合いに応じた追加代金を買収時の株主等に支払う旨の契約を締結しております。当該追加代金の額は業績の達成度合いに応じて段階的に変動し、最大で100,000千円となります。条件付対価の支払が確定した場合には、買収対価の増加に伴いのれんが追加計上されるため、その後の事業環境の変化等により減損損失が発生した場合の当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響額が大きくなる可能性があります。また、実際の支払いが生じた際には、当社グループの資金繰りに影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループは適切な価格算定のため外部専門家に委託し、適切なリスク把握のため外部専門家を利用した財務・法務・労務デューデリジェンスを実施しております。また、対象会社とのシナジー創出による継続的成長を重要視し、アーンアウト等のスキームを活用して投資リスクの低減を図るとともに、適切なPMIの実施にも取り組んでおります。

② 大株主

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役社長兼CEO田原眞一(同人の資産管理会社であるＴＳ Ａｓｓｅｔ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社を含む)の所有株式数は、本書提出日現在で発行済株式総数の73.51%となっております。今回の株式上場時の売出によって所有株式の一部を売却する予定ではありますが、引き続き大株主となる見込みです。同人は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。大株主と少数株主との間で潜在的な利益相反関係が生じる可能性がありますが、当社では、社外取締役２名及び社外監査役３名を独立役員として指定し、経営の透明性を確保することを通して少数株主の利益の確保に向けた体制を強化しております。また、当社といたしましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同人の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を与える可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

(発生可能性：高、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社は、当社グループの役員及び従業員、社外協力者に対するインセンティブを目的として、新株予約権(以下、「ストック・オプション」という。)を付与しており、今後も継続的に付与する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

④ 配当政策

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは、成長途上であるため、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化、当社グループの事業分野での競争力の確保を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社は創業以来配当を実施しておらず、内部留保を充実させ、事業効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても、企業価値の最大化のため、当面の間は内部留保の充実を図る方針です。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、本書提出日現在においては、配当実施の可能性、その実施時期等については未定です。

⑤ 調達資金の使途

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社の今回の株式上場時における公募増資による資金使途は、人件費、採用費、システム開発費、広告宣伝費、借入金返済への充当を考えております。しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性もあります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない可能性があります。そのような場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対しては、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、公募増資による資金調達の使途が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。

⑥　株式の流動性

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において29.1%となる見込みです。今後は、公募増資による当社グループの事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりです。当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

① 財政状態の状況

第８期連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,147,291千円となりました。主な内訳は、現金及び預金897,365千円、売掛金165,306千円です。固定資産は264,356千円となりました。主な内訳は、2025年４月30日に実施した株式会社KICONIA WORKSの株式取得に伴うのれん140,419千円です。

この結果、総資産は1,411,647千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は675,617千円となりました。主な内訳は、契約負債390,275千円、未払金104,842千円です。固定負債は202,976千円となりました。主な内訳は、長期借入金151,984千円です。

この結果、負債合計は878,593千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は533,054千円となりました。主な内訳は、利益剰余金410,054千円です。

第９期中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は1,109,857千円となり、前連結会計年度末に比べ37,433千円減少しました。この主な要因は、現金及び預金が66,649千円の増加、売掛金が78,710千円減少（回収が進んだことによる減少）及び棚卸資産が28,018千円減少（費用への振替計上による減少）したことによるものです。固定資産は249,623千円となり、前連結会計年度末に比べ14,733千円減少しました。この主な要因は、のれん償却により7,456千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は1,359,480千円となり、前連結会計年度末に比べ52,167千円減少しました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は546,363千円となり、前連結会計年度末に比べ129,253千円減少しました。この主な要因は、契約負債が121,702千円減少（売上への振替計上による減少）したことによります。固定負債は182,141千円となり、前連結会計年度末に比べ20,835千円減少しました。この主な要因は、返済により長期借入金が20,835千円減少したことによります。

この結果、負債合計は728,505千円となり、前連結会計年度末に比べ150,088千円減少しました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は630,975千円となり、前連結会計年度末に比べ97,921千円増加しました。この主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益97,921千円を計上したことによるものです。

第９期第３四半期連結累計期間(自　2025年12月１日　至　2026年８月31日)

(資産)

当第３四半期連結会計期間末における流動資産は1,361,308千円となり、前連結会計年度末に比べ214,016千円増加しました。この主な要因は、現金及び預金が261,387千円増加したことによるものです。固定資産は241,515千円となり、前連結会計年度末に比べ22,841千円減少しました。この主な要因は、のれん償却により11,183千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は1,602,823千円となり、前連結会計年度末に比べ191,175千円増加しました。

(負債)

当第３四半期連結会計期間末における流動負債は730,559千円となり、前連結会計年度末に比べ54,941千円増加しました。この主な要因は、契約負債が37,630千円増加（顧客からの入金による増加）したことによります。固定負債は171,473千円となり、前連結会計年度末に比べ31,503千円減少しました。この要因は、返済により長期借入金が31,503千円減少したことによります。

この結果、負債合計は902,032千円となり、前連結会計年度末に比べ23,438千円増加しました。

(純資産)

当第３四半期連結会計期間末における純資産合計は700,790千円となり、前連結会計年度末に比べ167,736千円増加しました。この要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益167,736千円を計上したことによるものです。

②　経営成績の状況

第８期連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

当連結会計年度におけるデジタル市場においては、生成AIをはじめとするデジタル技術の認知が一巡し、単なる試行導入（PoC）にとどまらず、全社的な業務フローへの組み込みや組織全体の生産性向上を目的とした「本格導入・定着」へとフェーズが大きく進展いたしました。これに伴い、個人のリスキリングや人材育成だけでなく、組織開発から実際のシステム・AI開発、現場での定着までを一体となってサポートする伴走支援ニーズが急激に拡大しており、AI/DX人材育成から実運用及び開発支援を一気通貫で提供する当社にとって非常に強い追い風となる事業環境が継続いたしました。

このような環境の下、当社グループは、「人と組織の変革＜トランスフォーメーション＞を促し、企業の進化を支える」というミッションを掲げ、単なるシステムの導入にとどまらない、本質的な「人」を起点とした変革の支援に注力して参りました。現在の技術のみならず未来の技術やスキルにも焦点を当て、それら先端領域の知を正確かつ迅速に体系化することで、次世代を担うリーダーや専門家の育成、及び組織変革を推進しております。その結果、新たな価値を生み出せるようになった人材が組織内に「変化と触発の連鎖」をもたらし、企業全体の価値創造を加速させる好循環が生まれております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,416,954千円となりました。株式会社KICONIA WORKSの買収、中期的な成長を見据えた人材採用や広告宣伝など先行投資を積極的に進めつつも、業務効率化/内製化を通した業務委託料の圧縮も奏功し、営業利益は238,092千円、経常利益は239,513千円、親会社株主に帰属する当期純利益は159,284千円となりました。

第９期中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

当中間連結会計期間におけるデジタル市場においては、生成AIをはじめとする先進技術の導入検討や試行導入（PoC）の段階から、全社的な業務プロセスへの組み込みや定着による「本格的な業務効率化・生産性向上」を目指すフェーズへの移行がより一段と進展いたしました。これに伴い、単なる個人のIT/AIスキルの習得にとどまらず、組織内での実運用や定着、さらには実際のシステム・AI開発までを一体となってサポートする伴走支援ニーズが一段と高まっており、AI/DX人材育成から現場での実活用支援及び開発までを一気通貫で提供する当社グループにとって、非常に良好な事業環境が継続いたしました。

このような環境の下、特に、前期にグループ化した株式会社KICONIA WORKSとの買収シナジーが本格的に創出されはじめ、人材育成からAI開発までを一体で提供する体制が強みとなり、顧客基盤の拡大と売上の好調な推移につながりました。

当中間連結会計期間の売上高については、879,318千円となりました。中期的な成長を見据えた人材採用など先行投資を積極的に進めつつも、業務効率化/内製化を通した業務委託料の圧縮も奏功し、営業利益は167,725千円、経常利益は167,942千円、親会社株主に帰属する中間純利益は97,921千円となりました。なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、販売実績を主な内訳に区分した売上高は、人材育成サービスは611,121千円、AI開発サービスは268,196千円となっております。

第９期第３四半期連結累計期間(自　2025年12月１日　至　2026年８月31日)

当第３四半期連結累計期間におけるデジタル市場においては、生成AIをはじめとする先進技術の導入検討フェーズ（PoC等）から、実際の業務プロセスへの組み込みや定着・活用による「実質的な生産性向上」を目指すフェーズへと深化しており、企業からの支援ニーズはより高度かつ旺盛な状況が続いております。特に、Microsoft Copilot等のオフィス業務に不可欠なAIツールの本格導入が進み、個別最適な活用定着や高度な業務変革のサポートを求める企業が増加しています。AI/DX人材の育成から現場での実活用支援、伴走型開発までを一気通貫で提供できる当社にとって、極めて好適な事業環境が継続しております。

このような環境の下、当社グループは、顧客企業の「人」を起点とした本質的な組織変革の推進に向け、先端領域における知見の迅速な体系化と質の高いサービス提供に継続して取り組んで参りました。人材育成サービスで培った顧客接点やニーズを捉え、AI開発サービスの提供を拡大し続けたことが業績拡大を大きく牽引いたしました。

当第３四半期連結累計期間の売上高については、1,329,603千円となりました。中期的な成長を見据えた人材採用など先行投資を積極的に進めつつも、業務効率化/内製化を通した業務委託料の圧縮も奏功し、営業利益は289,586千円、経常利益は288,594千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は167,736千円となりました。なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、販売実績を主な内訳に区分した売上高は、人材育成サービスは949,469千円、AI開発サービスは380,134千円となっております。

③　キャッシュ・フローの状況

第８期連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、897,365千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果増加した資金は、297,650千円となりました。主に、売上規模の拡大による税金等調整前当期純利益239,513千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により支出した資金は、233,197千円となりました。主に、株式会社KICONIA WORKSに係る子会社株式の取得による支出214,099千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果増加した資金は、96,725千円となりました。主に、株式会社KICONIA WORKSの株式取得に関連した借入金の増加額200,000千円、長期借入金の返済による支出93,275千円によるものであります。

第９期中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より66,649千円増加し、964,014千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果増加した資金は、96,314千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上167,942千円、営業債権の減少78,710千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は、5,889千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出5,348千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は、23,776千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出23,776千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

ｂ．受注実績

提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しています。

ｃ．販売実績

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、販売実績をサービス区分別に示すと以下のとおりです。

サービス区分	第８期連結会計年度 (自　2024年12月１日 至　2025年11月30日)		第９期中間 連結会計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年５月31日)	第９期第３四半期 連結累計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年８月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)	販売高 (千円)
人材育成サービス	1,127,370	―	611,121	949,469
AI開発サービス	289,584	―	268,196	380,134

(注) １．当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。
２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、総販売実績の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

また、連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や取引状況を勘案し、合理的と判断される前提に基づき見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に変化がある場合など不確実性が存在するため、実際の結果がこれらの見積りや予測と異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針及び重要な会計上の見積もりは、「第５　経理の状況　１．連結財務諸表等　注記事項　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び「第５　経理の状況　１．連結財務諸表等　注記事項　重要な会計上の見積り」に記載しております。

これらのうち、特に重要なものは次のとおりです。

（のれんの評価）

当連結会計年度末において、株式会社KICONIA WORKSの株式取得に伴うのれん140,419千円を計上しております。のれんの減損の兆候の有無の判定に用いる将来キャッシュ・フローは、同社の事業計画を基礎としており、売上予測を主要な仮定としています。AI開発需要の動向等により売上が計画を下回り、超過収益力が見込めなくなった場合には、減損損失が発生し、翌連結会計年度以降の経営成績に影響を与える可能性があります。

（繰延税金資産の回収可能性）

繰延税金資産は、事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断した範囲で計上しております。当連結会計年度末の計上額は759千円と少額であるため、見積りの変動が経営成績に与える影響は限定的と考えております。

②　財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　①　財政状態の状況及び②　経営成績の状況」に記載のとおりです。

③　資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの主な運転資金需要は、システムやコンテンツの開発費用、人件費や採用費といった人材関連費用、及び営業基盤となる顧客を獲得するための広告宣伝費用といった営業費用です。当社グループは、事業運営上必要な資金を安定的に確保するために、必要な資金に対しては自己資金、金融機関からの借入、エクイティファイナンス等で調達していくことを基本方針としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は897,365千円、有利子負債の残高は196,929千円であり、十分な手元流動性を確保しております。当社グループは、月次で資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しており、現時点で資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。また、不測の事態に備え、取引金融機関との良好な関係を維持し、必要に応じて借入れによる資金調達を行える体制を整えております。

④　経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおりです。

⑤　経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

⑥　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、「年間取引金額2,000万円以上の顧客企業数」及び「AI開発クロスセル率」の推移を注視しております。

各指標の推移は以下のとおりです。なお、当社は2024年７月29日開催の定時株主総会において、決算期を４月30日から11月30日へ変更いたしました。各指標は11月末を基準として集計しております。年間取引金額の集計期間は各基準日から遡って１年間であり、７ヶ月決算である2024年11月期の事業年度とは異なります。

指標	2024年11月末	2025年11月末
年間取引金額2,000万円以上の顧客企業数(社)	11	16
AI開発クロスセル率(%)	30.0	52.9

(注) １．「年間取引金額2,000万円以上の顧客企業数」は、上記各期間末時点から遡って１年間において、当社グループの全サービスの取引金額が2,000万円以上となっている顧客企業の数です。
２．「AI開発クロスセル率」は、累計取引金額上位顧客企業(5,000万円以上)のうちAI開発サービスを提供している顧客企業の割合です。上記の顧客企業数とは、対象顧客及び集計期間が異なります。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第８期連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

当社グループは、事業の収益基盤強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は19,097千円であり、その主な内容は、開発中の自社利用目的のソフトウエアを中心とした無形固定資産14,643千円です。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第９期中間連結会計期間（自　2025年12月１日　至　2026年５月31日）

当社グループは、事業の収益基盤強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当中間連結会計期間の設備投資の総額は5,889千円であり、その主な内容は、従業員が使用するパソコンを中心とした有形固定資産5,348千円です。また、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第９期第３四半期連結累計期間（自　2025年12月１日　至　2026年８月31日）

当社グループは、事業の収益基盤強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当第３四半期連結累計期間の設備投資の総額は6,272千円であり、その主な内容は、従業員が使用するパソコンを中心とした有形固定資産5,950千円です。また、当第３四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	本社設備・ソフトウエア	4,689	4,428	69,337	78,455	72(1)

(注) １．帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウエア、ソフトウエア仮勘定になります。
２．従業員数欄の()には、外書きで臨時従業員数を記載しております。
３．上記の他、本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は21,600千円です。
４．当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 国内子会社

2025年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社KICONIA WORKS	本社 (東京都渋谷区)	本社設備	7,005	1,457	8,462	13(－)

３ 【設備の新設、除却等の計画】(2026年10月31日現在)

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は9,900,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,240,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、１単元の株式数は100株となります。
計	3,240,000	―	―

(注) １．A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
２．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数は3,207,600株増加し、3,240,000株となっております。
３．2026年８月26日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、2026年８月27日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2022年４月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　２ 当社従業員　１(注)６
新株予約権の数(個)※	2,100[1,800](注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　2,100[180,000](注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	22,094[220.94](注)２、５
新株予約権の行使期間※	自　2024年４月26日 至　2032年４月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　22,094[220.94] 資本組入額　11,047[111](注)５
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４

※最近事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、１株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、１円未満の端数が生じた場合においては当該１円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
③ 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権を行使することができない。
④ 新株予約権の行使に係る行使価額の合計額は、新株予約権者ごとに、年間(１月１日から12月31日まで)1,200万円を超えないものとする。
⑤ 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「上場日」という。)後１年を経過する日までは割当てを受けた新株予約権の個数の25%に相当する数(当該割合により算出された数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。以下同じ。)を、上場日後１年を経過した日から２年を経過する日までは同50%に相当する数を、上場日後２年を経過した日から３年を経過する日までは同75%に相当する数を、それぞれ上限として新株予約権を行使することができるものとし、上場日後３年を経過した日以降は、行使することができる新株予約権の個数の上限を設けないものとする。
⑥ 新株予約権者は、本新株予約権のうち１個を分割して行使することはできない。

(2) 新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使の条件
上記注３(1)に準じて決定する。
⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得事由
上記注３(2)に準じて決定する。

５．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職による権利の喪失及び区分の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、社外協力者１名となっております。

第２回新株予約権

決議年月日	2024年３月１日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　35(注)６
新株予約権の数(個)※	549[533](注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　549[53,300](注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	45,595[455.95](注)２、５
新株予約権の行使期間※	自　2026年３月２日 至　2034年３月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　45,595[455.95] 資本組入額　22,798[228](注)５
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４

※最近事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、１株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、１円未満の端数が生じた場合においては当該１円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③　新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権を行使することができない。
④　新株予約権の行使に係る行使価額の合計額は、新株予約権者ごとに、年間(１月１日から12月31日まで)1,200万円を超えないものとする。
⑤　新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「上場日」という。)後１年を経過する日までは割当てを受けた新株予約権の個数の25%に相当する数(当該割合により算出された数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。以下同じ。)を、上場日後１年を経過した日から２年を経過する日までは同50%に相当する数を、上場日後２年を経過した日から３年を経過する日までは同75%に相当する数を、それぞれ上限として新株予約権を行使することができるものとし、上場日後３年を経過した日以降は、行使することができる新株予約権の個数の上限を設けないものとする。
⑥　新株予約権者は、本新株予約権のうち１個を分割して行使することはできない。

(2) 新株予約権の取得事由
①　新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥　新株予約権の行使の条件
上記注３(1)に準じて決定する。
⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨　新株予約権の取得事由
上記注３(2)に準じて決定する。

５．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員24名となっております。

第３回新株予約権

決議年月日	2025年２月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者　４
新株予約権の数(個)※	60(注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　60[6,000](注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	56,333[563.33](注)２、５
新株予約権の行使期間※	自　2027年２月28日 至　2035年２月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　56,333[563.33] 資本組入額　28,167[282](注)５
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４

※最近事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、１株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、１円未満の端数が生じた場合においては当該１円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③　新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権を行使することができない。
④　新株予約権者は、本新株予約権のうち１個を分割して行使することはできない。

(2) 新株予約権の取得事由
①　新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥　新株予約権の行使の条件
上記注３(1)に準じて決定する。
⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨　新株予約権の取得事由
上記注３(2)に準じて決定する。

５．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第４回新株予約権

決議年月日	2025年６月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　１ 当社従業員　61 子会社代表取締役　１ 子会社取締役　１ 子会社従業員　８(注)６
新株予約権の数(個)※	1,320[1,205](注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　1,320[120,500](注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	56,333[563.33](注)２、５
新株予約権の行使期間※	自　2027年６月28日 至　2035年６月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　56,333[563.33] 資本組入額　28,167[282](注)５
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４

※最近事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、１株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、１円未満の端数が生じた場合においては当該１円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
③ 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権を行使することができない。
④ 新株予約権の行使に係る行使価額を３で除して計算した金額(当該金額に１円未満の端数が生じる場合には、当該端数を１円単位に切り上げた金額とする。)の合計額は、新株予約権者ごとに、年間(１月１日から12月31日まで)1,200万円を超えないものとする。
⑤ 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「上場日」という。)後１年を経過する日までは割当てを受けた新株予約権の個数の25%に相当する数(当該割合により算出された数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。以下同じ。)を、上場日後１年を経過した日から２年を経過する日までは同50%に相当する数を、上場日後２年を経過した日から３年を経過する日までは同75%に相当する数を、それぞれ上限として新株予約権を行使することができるものとし、上場日後３年を経過した日以降は、行使することができる新株予約権の個数の上限を設けないものとする。
⑥ 新株予約権者は、本新株予約権のうち１個を分割して行使することはできない。

(2) 新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使の条件
上記注３(1)に準じて決定する。
⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得事由
上記注３(2)に準じて決定する。

５．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員45名、子会社代表取締役１名、子会社取締役１名、子会社従業員８名となっております。

第５回新株予約権

決議年月日	2026年７月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　２ 当社従業員　３(注)６
新株予約権の数(個)※	155[105](注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　155[10,500](注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	87,353[873.53](注)２、５
新株予約権の行使期間※	自　2028年７月30日 至　2036年７月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　87,353[873.53] 資本組入額　43,677[437](注)５
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４

※新株予約権発行時(2026年７月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、１株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、１円未満の端数が生じた場合においては当該１円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③　新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権を行使することができない。
④　新株予約権の行使に係る行使価額を３で除して計算した金額(当該金額に１円未満の端数が生じる場合には、当該端数を１円単位に切り上げた金額とする。)の合計額は、新株予約権者ごとに、年間(１月１日から12月31日まで)1,200万円を超えないものとする。
⑤　新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下「上場日」という。)後１年を経過する日までは割当てを受けた新株予約権の個数の25%に相当する数(当該割合により算出された数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。以下同じ。)を、上場日後１年を経過した日から２年を経過する日までは同50%に相当する数を、上場日後２年を経過した日から３年を経過する日までは同75%に相当する数を、それぞれ上限として新株予約権を行使することができるものとし、上場日後３年を経過した日以降は、行使することができる新株予約権の個数の上限を設けないものとする。
⑥　新株予約権者は、本新株予約権のうち１個を分割して行使することはできない。

(2) 新株予約権の取得事由
①　新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥　新株予約権の行使の条件
上記注３(1)に準じて決定する。
⑦　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨　新株予約権の取得事由
上記注３(2)に準じて決定する。

５．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

６．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社従業員２名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年４月25日(注)１	普通株式 29,700	普通株式 30,000	―	3,000	―	―
2022年11月30日(注)２	A種優先株式 2,400	普通株式 30,000 A種優先株式 2,400	60,000	63,000	60,000	60,000
2026年８月25日(注)３	普通株式 2,400 A種優先株式 △2,400	普通株式 32,400	―	63,000	―	60,000
2026年８月27日(注)４	普通株式 3,207,600	普通株式 3,240,000	―	63,000	―	60,000

(注) １．2022年４月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年４月25日付で１株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものです。
２．A種優先株式による有償第三者割当によるものです。
割当先　　ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合
発行価格　　50,000円
資本組入額　25,000円
３．A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付したことによるものです。
４．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

(4) 【所有者別状況】

2026年10月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	2	―	―	5	7	―
所有株式数(単元)	―	―	―	19,900	―	―	12,500	32,400	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	61.42	―	―	38.58	100.00	―

(注) １．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,207,600株増加し、3,240,000株となっております。
２．2026年８月26日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、2026年８月27日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,240,000	32,400	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、１単元の株式数は100株となります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	3,240,000	―	―
総株主の議決権	―	32,400	―

(注) １．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,207,600株増加し、3,240,000株となっております。
２．2026年８月26日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、2026年８月27日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第４号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式	―	―
最近期間における取得自己株式	A種優先株式　2,400	―

(注)　A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	A種優先株式 2,400 (注)１、２	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(－)	―	―	―	―
保有自己株式数	―	―	―	―

(注)　１．A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。

２．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数(株)」は当該株式分割前の数を記載しております。

３ 【配当政策】

当社は、成長投資費用を十分に確保したうえで、事業成長成果や財務状況、外部環境等を総合的に勘案して安定性・継続性に配慮しながら株主への利益還元を行うことを基本方針としています。当社は、創業以来配当を実施しておりません。内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針です。

上場後は、調達資金の使途に照らし合わせて、成長投資を最優先としておりますが、当社グループの経営環境、事業拡大のための投資計画等を総合的に勘案するとともに、内部留保及び財務体質の水準を考慮して、配当を実施したいと考えております。その際は、将来的な株主還元の充実を見据え、「配当性向」や自己株式の取得を含めた「総還元性向」、並びに資本効率を意識した「DOE(株主資本配当率)」等の指標を参考としてまいります。なお、これらの指標に関する具体的な目標数値は定めておりませんが、今後の事業成長に伴う最適な株主還元のあり方として株主との対話を通じて継続的に検討していく方針です。

剰余金の配当を行う場合、当社は株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするため、四半期配当を実施できる体制を整えております。これにより、期末配当及び中間配当の年２回に加え、必要に応じて各四半期末を基準日とする配当を行うことが可能であり、これら剰余金の配当の決定機関は取締役会です。なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

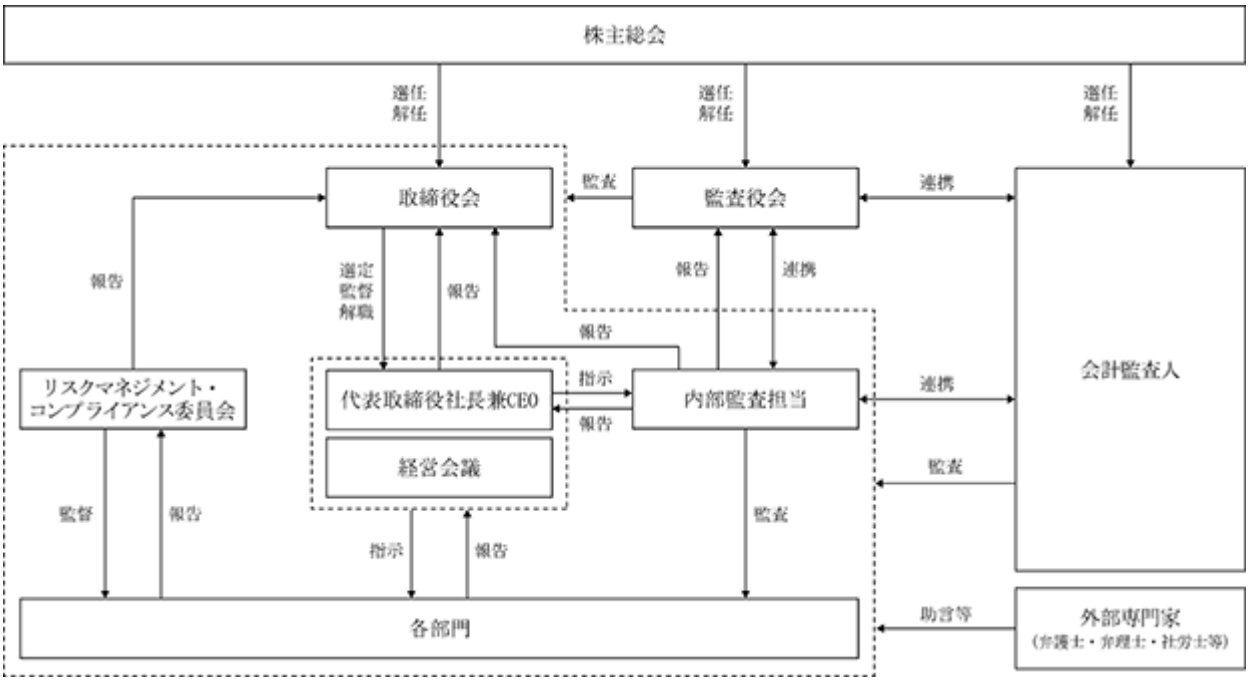
当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。具体的には、代表取締役社長兼CEO以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること等が重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長兼CEOが任命する内部監査担当者による内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は以下のとおりです。



ａ．取締役会

当社の取締役会は、取締役５名(うち社外取締役２名)で構成されており、原則として毎月１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催しており、事業計画の進捗状況と業務上の重要事項について担当役員より各部門からの報告を受けるほか、会社法規定事項と経営上の重要事項については審議の上、的確な意思決定に努めております。取締役の任期については、経営環境の変化に適時に対応するとともに、取締役の経営責任を明確化するため、定款に取締役の任期を１年と規定しております。

役職名	氏名	議長
代表取締役社長兼CEO	田原　眞一	○
取締役副社長	伊澤　智也	
取締役CTO	小縣　信也	
取締役(社外)	銭谷　美幸	
取締役(社外)	田中　優子	

ｂ．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。また監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他重要な会議へ出席しております。

役職名	氏名	議長
常勤監査役(社外)	藤野　光子	○
監査役(社外)	浅見　靖則	
監査役(社外)	村上　斐子	

ｃ．会計監査人

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ｄ．内部監査

当社は、代表取締役社長兼CEOが任命する内部監査担当２名(責任者１名、担当者１名)により、全部門及び子会社を対象とした業務監査を実施しております。なお、内部監査担当者２名は全員が他部門との兼務者であることから自己の所属する部門を監査することを避けるクロス監査体制をとり、監査の独立性確保に努めております。

ｅ．リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は原則四半期に１回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりです。

・委員長：代表取締役社長兼CEO
・委員：常勤役員、コーポレート部長
・事務局：コーポレート部

ｆ．経営会議

当社は、経営上の課題の審議、業務執行に係る報告及び協議を行うため、原則として毎月１回の経営会議を開催しております。経営会議の議長は代表取締役社長兼CEOが務めており、出席者は社内取締役、執行役員、事務局員等その他代表取締役社長兼CEOが指名する者となっております。また、監査役もオブザーバーとして出席できるものとなっております。

③　企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

１．取締役及び従業員(以下「役職員」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしています。

(2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしています。

(3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしています。

(4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしています。

(5) 内部監査担当者は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うこととしています。また、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じることとしています。

(6) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしています。

(7) 役職員の職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしています。

(8) コンプライアンスに関する諸規程、必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしています。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

(1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理するとともに、取締役及び監査役が閲覧・謄写可能な状態としています。

(2) 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしています。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしています。

(2) リスクマネジメント・コンプライアンス規程及び緊急事態対応マニュアルを定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えています。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催することとしています。

(2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしています。

５．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の管理部門を当社のコーポレート部とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき当社の承認又は当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保しています。当社の監査役は、取締役等との意見交換、内部監査担当者との連携等を通じて、子会社の業務を監査しております。また、当社の内部監査担当者は、子会社の業務全般に関する内部監査を実施し、適宜改善指導等を行っています。

(2) 子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席します。

(3) 当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に、当社及び子会社からなる企業集団におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせています。

(4) 子会社は、コーポレート部等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備しています。

(5) 当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築しています。

６．役職員が監査役に報告するための体制及び当該報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、速やかに監査役に報告することとしています。

(2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしています。また、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁じるものとしています。

(3) 当社は社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に対して通報したことによる不利益な取扱いを禁じるものとします。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 現在、当社では、監査役の職務を補助すべき従業員はいませんが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査室を置き、必要な人員を配置することとしています。

(2) 監査役の職務を補助すべき従業員を置く場合には、当該従業員は、取締役の指示命令を受けないものとしています。

８．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の従業員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとしています。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っています。

(2) 監査役は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしています。

(3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の意見・アドバイスを得ることができることとしています。

(4) 監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしています。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制としています。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

b．リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理体制の整備を目的として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために当社の代表取締役社長兼CEO、常勤役員、コーポレート部長により構成されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を独立の委員会組織として設置し、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図るとともに、社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は内部通報窓口により適時適切に対応することとしております。

また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

c．当社子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っております。

また、子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類を当社担当部門に提出し、担当部門は社内の必要機関へ報告するとともに、協議を行うものとしております。

また、当社は子会社に対し監査役及び内部監査担当による業務監査を行うこととしております。

d．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

e．取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f．株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

(イ)剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(ロ)自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

g．株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

ｈ．責任限定契約の内容等

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

ｉ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④　取締役会の活動状況

最近事業年度において取締役会を原則月１回開催しており、各取締役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長兼CEO	田原　眞一	15回	15回
取締役副社長	伊澤　智也	15回	15回
取締役CTO	小縣　信也	15回	15回
取締役	福島　昌吾	15回	15回
取締役	斉藤　翔汰	４回	４回

（注）１．取締役 斉藤翔汰は、対象期間の途中の2025年２月に辞任したため、辞任日以前の取締役会の開催・出席回数のみ記載しています。
２．取締役 銭谷美幸は、2025年11月26日開催の臨時株主総会において新たに選任され、同年12月１日に就任いたしました。
３．取締役 福島昌吾は、2026年２月27日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
４．取締役 田中優子は、2026年４月24日開催の臨時株主総会において新たに選任され、同年５月１日に就任いたしました。

取締役会における主な検討事項は、決算・財務に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、重要な契約の締結及び投資の実行に関する審議、組織体制及び人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの事項、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況、その他会社法及び当社取締役会規程に定める重要な業務執行に関する事項等です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性4名　女性4名　(役員のうち女性の比率50.0%)

役職名	氏名	生年月日	経歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 兼CEO	田原　眞一	1985年12月10日	2011年４月 2015年６月 2016年３月 2018年５月	スキルアップジャパン株式会社(現 株式会社アルム) 入社 株式会社リクルートコミュニケーションズ(現 株式会社リクルート) 入社 Blue Onion株式会社 設立 当社設立、代表取締役社長兼CEO(現任)	(注)３	2,381,700 (注)５
取締役 副社長	伊澤　智也	1983年５月23日	2010年４月 2014年11月 2018年５月 2025年５月 2026年７月	株式会社ネットプロテクションズ 入社 株式会社リクルートコミュニケーションズ(現 株式会社リクルート)入社 当社 取締役兼コーポレート部長 株式会社KICONIA WORKS 取締役(現任) 当社 取締役副社長 就任(現任)	(注)３	150,000
取締役 CTO	小縣　信也	1982年２月８日	2005年10月 2009年４月 2015年４月 2018年５月	YKK AP株式会社 入社 株式会社森村設計 入社 株式会社Sassor 入社 当社 取締役CTO兼デジタルテクノロジー部長(現任)	(注)３	450,000
取締役	銭谷　美幸	1962年３月10日	1984年４月 1987年10月 2001年４月 2005年６月 2007年１月 2020年４月 2020年６月 2022年10月 2025年４月 2025年12月 2026年３月	株式会社野村総合研究所 入社 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社(現 J.P.モルガン・アセット・マネジメント株式会社) 入社 ヒュー・マネジメント・ジャパン株式会社 常務取締役管理本部長 株式会社西京銀行 代表取締役副頭取 ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社(現 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社) 常勤顧問 第一生命ホールディングス株式会社(現 株式会社第一ライフグループ) 経営企画ユニット フェロー 株式会社レノバ 社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ MUFGグループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー evergreenp(個人事務所)設立 当社 社外取締役 就任(現任) 株式会社ビーイングホールディングス 社外取締役(現任)	(注)３	－
取締役	田中　優子 (戸籍名 小林　優子)	1975年５月31日	1999年４月 2003年４月 2006年２月 2011年７月 2018年３月 2019年12月 2021年３月 2021年５月 2021年10月 2023年３月 2023年５月 2023年６月 2026年４月 2026年５月	トヨタ自動車株式会社 入社 A.T.カーニー株式会社 入社 ジュピターショップチャンネル株式会社 入社 A.T.カーニー株式会社 入社 株式会社スペースマーケット 監査役 株式会社クラウドワークス 取締役 株式会社スペースマーケット 社外取締役(監査等委員) 株式会社サーバーワークス 社外取締役(監査等委員)(現任) コデアル株式会社 監査役 株式会社スペースマーケット 社外取締役(現任) 株式会社ユコット 設立、代表取締役(現任) 株式会社バトンズ 社外取締役(現任) ヴィタリテ株式会社 執行役員COO(現任) 当社 社外取締役 就任(現任)	(注)３	－

役職名	氏名	生年月日	経歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	藤野　光子 (戸籍名 平井　光子)	1972年１月17日	1996年２月 1997年11月 1999年４月 2000年９月 2006年６月 2007年４月 2009年７月 2016年４月 2019年９月 2023年２月 2023年10月 2024年８月	東陽監査法人 入所 監査法人トーマツ東京事務所 入所 公認会計士登録 公認会計士藤野光子事務所設立、代表(現任) 株式会社NowLoading 社外取締役 税理士登録 藤野光子税理士事務所設立、代表(現任) 東陽監査法人 入所 社会福祉法人サンフェニックス監事 ユカイ工学株式会社 常勤社外監査役 株式会社H&K 社外監査役 株式会社H&K 常勤社外監査役 当社 常勤社外監査役(現任)	(注)４	－
監査役	浅見　靖則	1963年１月12日	1986年９月 2000年９月 2004年９月 2006年９月 2007年４月 2008年７月 2009年３月 2013年８月 2013年11月 2015年２月 2019年１月 2020年１月 2020年11月 2021年３月 2021年５月 2023年４月 2023年９月 2024年12月	株式会社インテックリース 入社 株式会社ネットワーク研究所 入社　管理部シニアマネジャー 株式会社アースシップ 入社　管理部長 株式会社フラグシップ 入社　管理部長 株式会社ナラワ 取締役管理本部長兼経営企画室長 株式会社アメイズメント 入社　執行役員管理部長 デンタルサポート株式会社 入社　人事総務部長 株式会社オリーブメディカルサポート 取締役 株式会社ケイティーバイオ 代表取締役 ナレッジスイート株式会社 常勤社外監査役 ベストリハ株式会社 常勤社外監査役 株式会社Onion 社外監査役 InstaVR株式会社 社外監査役(現任) 株式会社アイズ 社外監査役(現任) 株式会社CLUE 社外監査役 株式会社ナレッジパレット 社外監査役 ユカイ工学株式会社 社外監査役(現任) 当社 社外監査役 就任(現任)	(注)４	－
監査役	村上　斐子	1983年12月10日	2010年１月 2010年１月 2014年４月 2023年４月 2023年６月 2025年12月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 入所 青山綜合法律事務所 入所 青山綜合法律事務所 オブカウンセル 就任(現任) 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員) 当社 社外監査役 就任(現任)	(注)４	－
計						2,981,700

(注) １．取締役 銭谷美幸及び田中優子は、社外取締役です。
２．監査役 藤野光子、浅見靖則及び村上斐子は、社外監査役です。
３．取締役の任期は、2026年７月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
４．監査役の任期は、2026年７月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
５．代表取締役社長兼CEO田原眞一の所有株式数は、同人の資産管理会社であるＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社が所有する株式数を含んでおります。
６．当社は経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の役職名及び氏名は次のとおりです。

役職名	氏名
執行役員	中村　景子
執行役員	煙田　高明
執行役員	髙橋　淳

② 社外役員の状況

ａ．社外取締役・監査役の状況

当社は社外取締役を２名、社外監査役を３名選任しております。

社外取締役の銭谷美幸は、投資顧問会社、地方銀行の副頭取などの経験に加え、第一生命ホールディングス株式会社におけるESG投資を統括する立場での活躍から、金融、投資家目線での幅広い豊富な経験と知見を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任しております。同人は、当社の新株予約権を20個(新株予約権の目的となる株式の数2,000株)保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

社外取締役の田中優子は、コンサルティング会社における助言業務の経験を有するとともに、現在は他社の取締役及び監査等委員である取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と知識を有していることから、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任しております。同人は、当社の新株予約権を20個(新株予約権の目的となる株式の数2,000株)保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

社外監査役の藤野光子は、公認会計士・税理士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同人は、当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

社外監査役の浅見靖則は、長年の管理部門における幅広い業務経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また上場会社を含む複数の企業での取締役等の経営経験及び監査役の経験により、当社の経営の監督とチェック機能の発揮を期待できることから選任しております。同人は、当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

社外監査役の村上斐子は、弁護士として法律事務所における実務経験を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。同人は、当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

ｂ．社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社では、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、当社からの独立性を確保できる候補者から選任することとしており、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じ必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督又は監査の有効性、効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役会監査の状況

ａ 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社の監査役監査は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名(うち社外監査役３名)により実施しております。このうち常勤監査役 藤野光子は、公認会計士資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要な会議へ出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。また、当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の３つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質の向上を図ることを目的として相互に連携しております。具体的には、内部監査担当から内部監査の実施状況等に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査担当による四半期に１回の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

ｂ 最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名(うち社外監査役３名)で構成されており、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

なお、当社は2025年12月に監査役協議会から監査役会へ移行しました。最近事業年度における開催状況及び監査役協議会における各監査役の出席状況については、次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	藤野　光子	16回	16回
監査役	浅見　靖則	16回	16回

監査役会における具体的な検討内容は、監査計画及び監査方針の策定、監査結果についての報告及び検討、内部統制システムの整備・運用状況の評価、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の評価等です。

常勤監査役の活動として、重要書類の閲覧、各取締役及び使用人からの各部門の業務執行状況の報告聴取等日常の監査業務を実施し、監査の環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めており、他の監査役との情報共有に努めております。

② 内部監査の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役社長兼CEOが任命する内部監査担当２名(責任者１名、担当者１名)により、当社の全部門及び全グループ会社を対象とした内部監査を実施しております。なお、自己の所属する部門を監査することを避けるクロス監査体制をとり、監査の独立性確保に努めております。

内部監査担当は、監査結果を代表取締役社長兼CEO、取締役会及び常勤監査役に報告しております。代表取締役社長兼CEOは監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。

さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査担当による四半期に１回の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

ａ 監査法人の名称

有限責任大有監査法人

b　継続監査期間

３年

c　業務を執行した公認会計士

公認会計士　鴨田 真一郎

公認会計士　桑原 桂子

d　監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士３名、その他２名です。

e　監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を考慮し、選定することとしております。

有限責任大有監査法人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。また、解任及び不再任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査役会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f　監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、監査チームの独立性、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、総合的に評価しております。その結果、有限責任大有監査法人を適任であると判断しております。

④　監査報酬の内容等

a　監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	7,200	－	14,400	－
連結子会社	－	－	－	－
計	7,200	－	14,400	－

(注)　2024年７月29日開催の定時株主総会により、決算期を４月30日から11月30日に変更しました。従って、最近連結会計年度の前事業年度は2024年５月１日から2024年11月30日までの７ヶ月間となっております。

b　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ａを除く)

該当事項はありません。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ　監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえ、監査役会の同意を得て、監査報酬を決定しております。

ｅ　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ａ．報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2026年７月29日開催の取締役会において、会社法第361条第７項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下「本方針」といいます。)を決議しております。本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

(ⅰ)基本方針

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を牽引するため、健全な起業家精神の発揮に資する健全なリスクテイクを可能とする報酬体系とすることを基本方針とし、あわせて優秀な経営人材の確保及び維持に資することを目的としております。また、決定プロセスにおける客観性及び透明性の確保に努めております。

(ⅱ)報酬構成及び基本報酬の決定方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)及びストックオプションにより構成されております。基本報酬(固定報酬)及びストックオプションの額は、役位、職責、職務執行の範囲、貢献度及び他社水準等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、金銭及びストックオプションにより支給することとしております。

(ⅲ)固定報酬と業績連動報酬及び株式報酬等の割合の決定方針

業績連動報酬等を将来的に導入する場合には、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして適切に機能するよう、種類別の報酬割合に関する方針を改めて定めることとしております。

(ⅳ)決定プロセス

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長兼CEOに一任せず、取締役会における審議及び決議により決定しております。具体的には、代表取締役社長兼CEOが本方針に基づき各取締役の職責及び貢献度等を客観的に勘案して個人別報酬の原案を作成し、取締役会における審議の客観性を高めるため、独立社外取締役に対して当該原案の妥当性について事前に意見を求めた上で、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会が取締役全員の個人別報酬額を審議し、決定しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、利害関係を有する取締役は決議に参加しておりません。

監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤による関与度等を踏まえつつ、監査役の協議により決定しております。

ｂ．役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2026年７月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬総額を年額500,000千円以内(使用人としての給与を含まない)と決議しております。なお、決議時点の取締役は５名(うち社外取締役２名)です。

2026年７月29日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬総額を年額25,000千円以内と決議しております。なお、決議時点の監査役は３名(うち社外監査役３名)です。

ｃ．役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

最近事業年度の取締役の報酬額について、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤取締役については、会社の業績、当該取締役の職責・業績、世間報酬水準その他経営環境等を考慮し、非常勤取締役については、当該取締役の社会的地位及び会社への貢献度等を斟酌した上で、2024年６月14日開催の取締役会において決定しております。なお、当該決定は、2026年７月29日に制定した本方針の制定前に行われたものであり、本方針は同日以降に決定する取締役の個人別の報酬等について適用しております。

②　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬	
取締役(社外取締役を除く。)	55,500	55,500	－	－	－	5
監査役(社外監査役を除く。)	－	－	－	－	－	0
社外役員	7,800	7,800	－	－	－	2

(注)　取締役(社外取締役を除く)の員数には、期中に退任した取締役の員数を含めて記載しております。

③　提出会社の役員の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④　使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

なお、当社グループは、提出日現在において、純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の投資株式をいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。
なお、当社の中間連結財務諸表は、第１種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(5) 当連結会計年度(2024年12月１日から2025年11月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については前連結会計年度(2024年５月１日から2024年11月30日まで)との対比は行っておりません。

２ 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年12月１日から2025年11月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2024年５月１日から2024年11月30日まで)及び当事業年度(2024年12月１日から2025年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任大有監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年12月１日から2026年５月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任大有監査法人による期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第３四半期連結会計期間(2026年６月１日から2026年８月31日まで)及び第３四半期連結累計期間(2025年12月１日から2026年８月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任大有監査法人による期中レビューを受けております。

３ 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	897,365
売掛金	165,306
棚卸資産	※1 40,427
その他	44,191
流動資産合計	1,147,291
固定資産	
有形固定資産	
建物	13,573
工具、器具及び備品	16,052
減価償却累計額	△12,045
有形固定資産合計	17,580
無形固定資産	
のれん	140,419
その他	69,337
無形固定資産合計	209,756
投資その他の資産	
敷金及び保証金	28,858
繰延税金資産	759
その他	7,402
投資その他の資産合計	37,020
固定資産合計	264,356
資産合計	1,411,647

（単位：千円）

		当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		104,842
未払費用		56,398
１年内返済予定の長期借入金	※2	44,945
未払法人税等		20,391
未払消費税等		37,881
契約負債		390,275
その他		20,883
流動負債合計		675,617
固定負債		
長期借入金	※2	151,984
繰延税金負債		50,992
固定負債合計		202,976
負債合計		878,593
純資産の部		
株主資本		
資本金		63,000
資本剰余金		60,000
利益剰余金		410,054
株主資本合計		533,054
純資産合計		533,054
負債純資産合計		1,411,647

【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (2026年５月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	964,014
売掛金	86,595
棚卸資産	※ 12,409
その他	46,837
流動資産合計	1,109,857
固定資産	
有形固定資産	
建物	13,573
工具、器具及び備品	21,956
減価償却累計額	△15,192
有形固定資産合計	20,337
無形固定資産	
のれん	132,963
その他	57,967
無形固定資産合計	190,931
投資その他の資産	38,354
固定資産合計	249,623
資産合計	1,359,480

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (2026年５月31日)
負債の部	
流動負債	
１年内返済予定の長期借入金	42,004
未払法人税等	69,880
契約負債	268,573
その他	165,906
流動負債合計	546,363
固定負債	
長期借入金	131,149
繰延税金負債	50,992
固定負債合計	182,141
負債合計	728,505
純資産の部	
株主資本	
資本金	63,000
資本剰余金	60,000
利益剰余金	507,975
株主資本合計	630,975
純資産合計	630,975
負債純資産合計	1,359,480

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 2024年12月１日 至 2025年11月30日）
売上高	※1 1,416,954
売上原価	285,292
売上総利益	1,131,662
販売費及び一般管理費	※2 893,570
営業利益	238,092
営業外収益	
受取利息	1,079
補助金収入	1,500
ポイント還元収入	1,510
その他	916
営業外収益合計	5,005
営業外費用	
支払利息	2,478
その他	1,106
営業外費用合計	3,585
経常利益	239,513
税金等調整前当期純利益	239,513
法人税、住民税及び事業税	20,556
法人税等調整額	59,672
法人税等合計	80,229
当期純利益	159,284
親会社株主に帰属する当期純利益	159,284

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2024年12月１日 至　2025年11月30日）
当期純利益	159,284
包括利益	159,284
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	159,284

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2025年12月１日 至　2026年５月31日）
売上高	879,318
売上原価	228,529
売上総利益	650,788
販売費及び一般管理費	※ 483,062
営業利益	167,725
営業外収益	
受取利息	917
解約金収入	577
ポイント還元収入	378
その他	30
営業外収益合計	1,904
営業外費用	
支払利息	1,584
その他	102
営業外費用合計	1,687
経常利益	167,942
税金等調整前中間純利益	167,942
法人税等	70,020
中間純利益	97,921
親会社株主に帰属する中間純利益	97,921

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月１日 至 2026年５月31日)
中間純利益	97,921
中間包括利益	97,921
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	97,921

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	63,000	60,000	250,770	373,770	373,770
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			159,284	159,284	159,284
当期変動額合計	-	-	159,284	159,284	159,284
当期末残高	63,000	60,000	410,054	533,054	533,054

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 2024年12月１日 至 2025年11月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	239,513
減価償却費	28,240
のれん償却額	8,698
受取利息	△1,079
支払利息	2,478
売上債権の増減額（△は増加）	△39,045
棚卸資産の増減額（△は増加）	△23,712
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	52,080
契約負債の増減額（△は減少）	30,397
その他	1,986
小計	299,559
利息の受取額	1,079
利息の支払額	△2,478
法人税等の支払額	△509
営業活動によるキャッシュ・フロー	297,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,454
無形固定資産の取得による支出	△14,643
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △214,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	△233,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△10,000
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△93,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,725
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	161,178
現金及び現金同等物の期首残高	736,186
現金及び現金同等物の期末残高	※1 897,365

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月１日 至 2026年５月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	167,942
減価償却費	13,960
のれん償却額	7,455
受取利息及び受取配当金	△917
支払利息	1,584
営業債権の増減額（△は増加）	78,710
棚卸資産の増減額（△は増加）	28,018
未払金の増減額（△は減少）	△41,038
未払費用の増減額（△は減少）	2,149
契約負債の増減額（△は減少）	△121,702
その他	△18,649
小計	117,513
利息及び配当金の受取額	917
利息の支払額	△1,585
法人税等の支払額	△20,530
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,348
無形固定資産の取得による支出	△540
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,889
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△23,776
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,776
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	66,649
現金及び現金同等物の期首残高	897,365
現金及び現金同等物の中間期末残高	964,014

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

１社

連結子会社の名称

株式会社KICONIA WORKS

株式会社KICONIA WORKSの株式を新たに取得したことにより、同社を連結範囲に含めております。

２　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品・貯蔵品・・・個別法による原価法

商品・・・移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間の均等償却をしております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～16年

工具、器具及び備品　３～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　人材育成サービス

戦略策定から組織・人材変革まで企業の特性や課題に応じた人材育成サービスを提供しており、契約に基づくコンサルティングサービス・学習サービスの提供が履行義務となります。当該履行義務は、各サービスや学習コンテンツの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

また、AI/DX人材に特化した採用・転職を支援するエージェントサービス「スキルアップAIgent」を提供しており、人材採用が成立した場合に法人から徴収する想定年収に一定料率を掛けた紹介手数料を収益としており

ます。当該履行義務は採用候補者の入社により充足するため入社日に収益を認識しております。

②　AI開発サービス

顧客社内でのAI開発やデータ分析のPoCのサポートを行う伴走支援を行っており、当該サポートの提供が履行義務となります。当該履行義務はサポートの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

また、受注制作のソフトウエアに係る開発案件は、AI開発に関するPoC、AI開発の受託サービスを提供することが履行義務となります。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足することから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．株式会社KICONIA WORKSに係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	140,419千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、株式会社KICONIA WORKSの全株式を取得した際に認識したものであり、取得価額と同社の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。のれんは事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積られており、事業計画については、株式会社KICONIA WORKSからの株式取得時に見込まれる超過収益力が将来にわたり発現することを勘案し策定しております。のれんは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。

将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

上記の主要な仮定である売上予測は将来の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	759千円
繰延税金負債	△50,992千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※１　棚卸資産の内訳

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
仕掛品	39,387千円
商品	104〃
貯蔵品	935〃

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
消去されている連結子会社株式	220,000千円

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	40,000千円
長期借入金	140,000〃
計	180,000千円

３　当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行二行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
当座貸越契約の総額	80,000千円
借入実行残高	－〃
差引額	80,000千円

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項　(収益認識関係)　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年12月１日 至2025年11月30日)
給料手当	241,038千円
業務委託費	140,809〃
広告宣伝費	134,066〃

（連結包括利益計算書関係）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,000	－	－	30,000
A種優先株式(株)	2,400	－	－	2,400

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第１回新株予約権	普通株式	－	－	－	－	－
	ストック・オプションとしての第２回新株予約権	普通株式	－	－	－	－	－
	ストック・オプションとしての第３回新株予約権	普通株式	－	－	－	－	－
	ストック・オプションとしての第４回新株予約権	普通株式	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自　2024年12月１日 至　2025年11月30日)
現金及び預金	897,365千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－　〃
現金及び現金同等物	897,365千円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

株式の取得により新たに株式会社KICONIA WORKS（以下、「KW社」）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにKW社株式の取得価額とKW社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	57,899千円
固定資産	38,305〃
のれん	149,117〃
流動負債	△25,322〃
株式の取得価額	220,000千円
現金及び現金同等物	△5,900〃
差引：取得のための支出	214,099千円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金及び銀行借入で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね２か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）は、営業活動に必要な資金の調達及び子会社株式の取得を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

金利の変動リスクについては、経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向に応じた資金調達を実施する事でリスク管理を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「敷金及び保証金」は、主として敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(資産除去債務の未償却残高)であるため、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	196,929	193,030	△3,898
負債計	196,929	193,030	△3,898

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)
預金	897,325	―
売掛金	165,306	―

（注２）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	44,945	42,004	42,004	42,004	21,837	4,135

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	―	193,030	―	193,030
負債計	―	193,030	―	193,030

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役２名 当社従業員１名	当社従業員35名	社外協力者４名
株式の種類別のストック・オプションの数　（注）	普通株式 210,000株	普通株式 65,500株	普通株式 6,000株
付与日	2022年４月30日	2024年３月４日	2025年２月28日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2024年４月26日～ 2032年４月25日	2026年３月２日～ 2034年３月１日	2027年２月28日～ 2035年２月27日

	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 子会社代表取締役１名 子会社取締役１名 当社従業員61名 子会社従業員８名
株式の種類別のストック・オプションの数　（注）	普通株式 132,400株
付与日	2025年６月28日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2027年６月28日～ 2035年６月27日

（注）　株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	210,000	55,800	―
付与	―	―	6,000
失効	―	900	―
権利確定	―	―	―
未確定残	210,000	54,900	6,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	第４回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	―
付与	132,400
失効	400
権利確定	―
未確定残	132,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

(注)　2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

②　単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利行使価格（円）	220.94	455.95	563.33
行使時平均株価（円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	―

	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	563.33
行使時平均株価（円）	―
付与日における公正な評価単価（円）	―

(注)　2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法等の結果を総合的に勘案し決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	184,521千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与・未払賞与に係る社会保険料	**2,292千円**
未払事業税	**2,315 〃**
その他	**992 〃**
繰延税金資産小計	**5,600千円**
評価性引当額	**△679 〃**
繰延税金資産合計	**4,921千円**
繰延税金負債	
中小企業事業再編投資損失準備金認定額	**△55,153千円**
繰延税金負債合計	**△55,153千円**
繰延税金資産純額	**△50,232千円**

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年12月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社KICONIA WORKS

事業の内容　AIを中心とした最新テクノロジーを用いたビジネス構築支援

②企業結合を行った主な理由

両社は2020年より業務提携を締結し、人材育成と開発の連携を通じて顧客企業のDX推進を支援してまいりました。今回の資本提携は、これまでの協業関係をさらに深化させ、当社が持つ人材育成の知見と株式会社KICONIA WORKSが持つ高度な開発力を統合することで、DXからAXへの移行を強力にサポートし、新たな事業成長を目指すものです。

両社の強みを活かした本提携により、人材育成と技術開発の両面から広範な顧客ニーズに応える体制を整え、企業のDX・AXの実現を強力に支援し、持続的な成長を実現してまいります。

③企業結合日

2025年４月30日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年５月１日から2025年11月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	**現金及び預金**	**220,000千円**
取得原価		**220,000千円**

(注)　当該取得価額に加えて、本契約には業績の達成度合いに応じて条件付取得対価(以下、アーンアウト対価)を当社が株式取得する直前の同社株式所有者に支払う条項を付加しております。アーンアウト対価は、当社が株式取得する直前の同社株式所有者に追加的に支払われる対価であり、同社の2027年５月１日から2028年４月30日における営業利益に応じて、最大100,000千円の支払が行われます。このアーンアウト対価の導入により、本件買収に伴う当社のリスクを軽減することができます。

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デュー・デリジェンス費用等　　2,385千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

149,117千円

②発生原因

主として今後の事業展開に期待される将来の超過収益力により発生したものです。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

（6）企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	57,899千円
固定資産	38,305千円
資産合計	96,205千円
流動負債	25,322千円
負債合計	25,322千円

（7）企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び今後の会計処理

被取得企業の将来の業績の達成水準に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっています。取得対価の追加支払いが発生する場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

（8）企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす概算額及び算定方法

当連結会計年度における影響の概算額の算定が困難であるため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

本社及び子会社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上区分	金額（千円）
人材育成サービス	1,127,370
AI開発サービス	289,584
顧客との契約から生じる収益	1,416,954
外部顧客への売上高	1,416,954

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項　(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年11月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	79,108
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	165,306
契約負債(期首残高)	358,860
契約負債(期末残高)	390,275

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、309,265千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が１年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	人材育成サービス	AI開発サービス	合計
外部顧客への売上高	1,127,370	289,584	1,416,954

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田原　眞一	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接 19.5	当社代表取締役	銀行借入に対する債務被保証	―	―	―

(注)　銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額には債務被保証残高を記載しております。債務被保証に対して保証料の支払いはしておりません。なお、2025年２月14日付で繰り上げ返済を行い債務保証を解除しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	当連結会計年度 (自2024年12月１日 至2025年11月30日)
１株当たり純資産額	137.68円
１株当たり当期純利益	49.16円

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
２．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自2024年12月１日 至2025年11月30日)
１株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	159,284
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	159,284
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）の期中平均株式数(株)	3,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―

(注) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同様の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (2025年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	533,054
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	120,000
(うちA種優先株式)(千円)	(120,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	413,054
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,000,000

(注) A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式のため、１株当たり純資産額の算定にあたって、優先してA種優先株式に分配される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

（優先株式の取得及び消却）

A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株につき普通株式１株を交付いたしました。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。

（１）取得及び消却した株式数

A種優先株式　2,400株

（２）交換により交付した普通株式数 2,400株

（３）交付後の発行済普通株式数　　32,400株

（株式分割及び単元株制度の採用）

2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2026年８月26日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、2026年８月27日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（１）株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①　株式分割の方法

2026年８月27日付をもって、株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②　分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,400株
今回の株式分割により増加する株式数	3,207,600株
株式分割後の発行済株式総数	3,240,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

③　株式分割の日程

基準日	2026年８月27日
効力発生日	2026年８月27日

④　１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

（３）単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

（ストックオプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2026年７月29日開催の臨時株主総会において、当社の取締役・従業員に対してストックオプションとして新株予約権（第５回新株予約権）を発行及び割当を行うことを決議し、2026年７月30日付で割当を実施しました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第４提出会社の状況 １ 株式等の状況 （２）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※　棚卸資産の内訳は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (2026年５月31日)
仕掛品	12,102千円
貯蔵品	307千円

(中間連結損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年５月31日)
給料手当	171,775千円
業務委託費	41,924千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年５月31日)
現金及び預金	964,014千円
現金及び現金同等物	964,014千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

当社グループは、AIソリューション事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

当中間連結会計期間(自　2025年12月１日　至　2026年５月31日)

(単位：千円)

売上区分	金額
人材育成サービス	611,121
AI開発サービス	268,196
顧客との契約から生じる収益	879,318
外部顧客への売上高	879,318

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間連結会計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年５月31日)
１株当たり中間純利益	30.22円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	97,921
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	97,921
普通株式(普通株式と同等の株式を含む）の期中平均株式数(株)	3,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変更があったものの概要	―

(注) １．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

優先株式の取得及び消却

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

株式分割及び単元株制度の採用

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

ストックオプションとしての新株予約権の発行

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ 【連結附属明細表】(2025年11月30日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	44,945	0.76	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	151,984	0.74	2026年12月31日～ 2032年11月30日
合計	196,929	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	42,004	42,004	42,004	21,837

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

第９期第３四半期連結会計期間(2026年６月１日から2026年８月31日まで)及び第９期第３四半期連結累計期間(2025年12月１日から2026年８月31日まで)に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第３四半期連結会計期間(2026年６月１日から2026年８月31日まで)及び第３四半期連結累計期間(2025年12月１日から2026年８月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任大有監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

（１）四半期連結貸借対照表

（単位：千円）

	当第３四半期連結会計期間 (2026年８月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,158,752
売掛金	112,182
棚卸資産	27,826
その他	62,546
流動資産合計	1,361,308
固定資産	
有形固定資産	
建物	13,573
工具、器具及び備品	23,023
減価償却累計額	△17,372
有形固定資産合計	19,224
無形固定資産	
のれん	129,235
その他	52,264
無形固定資産合計	181,499
投資その他の資産	40,791
固定資産合計	241,515
資産合計	1,602,823

（単位：千円）

	当第３四半期連結会計期間 (2026年８月31日)
負債の部	
流動負債	
１年内返済予定の長期借入金	42,004
未払法人税等	120,521
契約負債	427,905
その他	140,128
流動負債合計	730,559
固定負債	
長期借入金	120,481
繰延税金負債	50,992
固定負債合計	171,473
負債合計	902,032
純資産の部	
株主資本	
資本金	63,000
資本剰余金	60,000
利益剰余金	577,790
株主資本合計	700,790
純資産合計	700,790
負債純資産合計	1,602,823

（２）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第３四半期連結累計期間

（単位：千円）

	当第３四半期連結累計期間 （自 2025年12月１日 至 2026年８月31日）
売上高	1,329,603
売上原価	332,393
売上総利益	997,210
販売費及び一般管理費	707,624
営業利益	289,586
営業外収益	
受取利息	2,204
解約金収入	577
ポイント還元収入	605
その他	49
営業外収益合計	3,437
営業外費用	
支払利息	2,326
上場関連費用	2,000
その他	102
営業外費用合計	4,429
経常利益	288,594
税金等調整前四半期純利益	288,594
法人税等合計	120,858
四半期純利益	167,736
親会社株主に帰属する四半期純利益	167,736

四半期連結包括利益計算書

第３四半期連結累計期間

(単位：千円)

	当第３四半期連結累計期間 (自 2025年12月１日 至 2026年８月31日)
四半期純利益	167,736
四半期包括利益	167,736
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	167,736

（３）四半期連結財務諸表に関する注記事項

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

（税金費用の計算）

税金費用については、当第３四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当第３四半期連結累計期間（自　2025年12月１日　至　2026年８月31日）

当社グループは、AIソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	当第３四半期連結累計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年８月31日)
減価償却費	21,160千円
のれんの償却額	11,183千円

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

当第３四半期連結累計期間(自　2025年12月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

売上区分	金額
人材育成サービス	949,469
AI開発サービス	380,134
顧客との契約から生じる収益	1,329,603
外部顧客への売上高	1,329,603

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当第３四半期連結累計期間 (自　2025年12月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり四半期純利益	51円77銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	167,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	167,736
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数(株)	3,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変更があったものの概要	―

(注) １．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当第３四半期連結累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	736,186	851,770
売掛金	79,108	147,717
棚卸資産	※1 14,899	※1 37,357
前渡金	5,901	12,575
前払費用	15,404	27,493
その他	3,826	504
流動資産合計	855,327	1,077,419
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,387	5,593
工具、器具及び備品	7,862	10,915
減価償却累計額	△3,993	△7,391
有形固定資産合計	8,256	9,118
無形固定資産		
ソフトウエア	71,429	68,685
ソフトウエア仮勘定	7,576	651
無形固定資産合計	79,005	69,337
投資その他の資産		
関係会社株式	―	※2 222,385
敷金及び保証金	10,633	10,133
繰延税金資産	6,322	―
保険積立金	8,000	―
その他	851	10
投資その他の資産合計	25,807	232,528
固定資産合計	113,069	310,983
資産合計	968,397	1,388,402

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	66,400	108,998
未払費用	35,845	50,269
１年内返済予定の長期借入金	※3 34,254	※3 44,945
未払法人税等	309	15,892
未払消費税等	28,791	33,870
契約負債	359,877	384,775
その他	13,199	19,260
流動負債合計	538,677	658,011
固定負債		
長期借入金	※3 55,950	※3 151,984
繰延税金負債	―	50,992
固定負債合計	55,950	202,976
負債合計	594,627	860,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	63,000	63,000
資本剰余金		
資本準備金	60,000	60,000
資本剰余金合計	60,000	60,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
中小企業事業再編投資損失準備金	―	155,669
繰越利益剰余金	250,770	248,745
利益剰余金合計	250,770	404,414
株主資本合計	373,770	527,414
純資産合計	373,770	527,414
負債純資産合計	968,397	1,388,402

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年５月１日 至 2024年11月30日）	当事業年度 （自 2024年12月１日 至 2025年11月30日）
売上高	※1 577,512	1,298,568
売上原価	90,001	239,358
売上総利益	487,511	1,059,210
販売費及び一般管理費	※2 399,313	※2 833,330
営業利益	88,198	225,879
営業外収益		
受取利息	57	1,092
補助金収入	－	1,500
ポイント還元収入	229	1,457
その他	1,123	578
営業外収益合計	1,410	4,628
営業外費用		
支払利息	530	2,391
その他	383	1,102
営業外費用合計	914	3,493
経常利益	88,694	227,014
税引前当期純利益	88,694	227,014
法人税、住民税及び事業税	317	16,054
法人税等調整額	30,935	57,314
法人税等合計	31,253	73,369
当期純利益	57,441	153,644

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2024年5月1日 至　2024年11月30日) 金額(千円)	構成比 (%)	当事業年度 (自　2024年12月1日 至　2025年11月30日) 金額(千円)	構成比 (%)
Ⅰ　労務費		46,905	53.5	131,585	50.4
Ⅱ　経費	※	40,719	46.5	129,303	49.6
小計		87,624	100.0	260,888	100.0
仕掛品期首棚卸高		17,164		14,788	
合計		104,789		275,676	
仕掛品期末棚卸高		14,788		36,317	
売上原価		90,001		239,358	

(注)　※　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	27,813	78,159
減価償却費	11,410	23,843
通信費	8,548	19,436

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	63,000	60,000	60,000
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	63,000	60,000	60,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	193,328	193,328	316,328	316,328
当期変動額				
当期純利益	57,441	57,441	57,441	57,441
当期変動額合計	57,441	57,441	57,441	57,441
当期末残高	250,770	250,770	373,770	373,770

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	63,000	60,000	60,000
当期変動額			
中小企業事業再編投資損失準備金の積立			
当期純利益			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	63,000	60,000	60,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	中小企業事業再編投資損失準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	－	250,770	250,770	373,770	373,770
当期変動額					
中小企業事業再編投資損失準備金の積立	155,669	△155,669	－	－	－
当期純利益		153,644	153,644	153,644	153,644
当期変動額合計	155,669	△2,024	153,644	153,644	153,644
当期末残高	155,669	248,745	404,414	527,414	527,414

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年５月１日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	88,694
減価償却費	17,506
受取利息	△57
支払利息	530
売上債権の増減額（△は増加）	△61,814
棚卸資産の増減額（△は増加）	2,396
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	38,045
契約負債の増減額（△は減少）	121,475
その他	34,929
小計	241,706
利息の受取額	57
利息の支払額	△530
法人税等の支払額	23,175
営業活動によるキャッシュ・フロー	264,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,822
無形固定資産の取得による支出	△30,693
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△20,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,058
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	207,834
現金及び現金同等物の期首残高	528,352
現金及び現金同等物の期末残高	※1 736,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自　2024年５月１日　至　2024年11月30日）

１　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・個別法による原価法

商品・・・移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	**３～15年**
工具、器具及び備品	**３～５年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

４　収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 人材育成サービス

戦略策定から組織・人材変革まで企業の特性や課題に応じた人材育成サービスを提供しており、契約に基づくコンサルティングサービス・学習サービスの提供が履行義務となります。当該履行義務は、各サービスや学習コンテンツの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

また、AI/DX人材に特化した採用・転職を支援するエージェントサービス「スキルアップAIgent」を提供しており、人材採用が成立した場合に法人から徴収する想定年収に一定料率を掛けた紹介手数料を収益としております。当該履行義務は採用候補者の入社により充足するため入社日に収益を認識しております。

(2) AI開発サービス

顧客社内でのAI開発やデータ分析のPoCのサポートを行う伴走支援を行っており、当該サポートの提供が履行義務となります。当該履行義務はサポートの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

当事業年度（自　2024年12月１日　至　2025年11月30日）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

２　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・貯蔵品・・・個別法による原価法

商品・・・移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

３　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	**３～15年**
工具、器具及び備品	**３～５年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

５　収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 人材育成サービス

戦略策定から組織・人材変革まで企業の特性や課題に応じた人材育成サービスを提供しており、契約に基づくコンサルティングサービス・学習サービスの提供が履行義務となります。当該履行義務は、各サービスや学習コンテンツの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

また、AI/DX人材に特化した採用・転職を支援するエージェントサービス「スキルアップAIgent」を提供しており、人材採用が成立した場合に法人から徴収する想定年収に一定料率を掛けた紹介手数料を収益としております。当該履行義務は採用候補者の入社により充足するため入社日に収益を認識しております。

(2) AI開発サービス

顧客社内でのAI開発やデータ分析のPoCのサポートを行う伴走支援を行っており、当該サポートの提供が履行義務となります。当該履行義務はサポートの提供期間に応じて充足するため当該サービスの提供期間で収益を計上しております。

また、受注制作のソフトウエアに係る開発案件は、AI開発に関するPoC、AI開発の受託サービスを提供することが履行義務となります。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足することから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	9,090千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	222,385千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、市場価格のない株式等のため、実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合には、将来の回復可能性が合理的に裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしております。当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式について、実質価額の著しい下落はないものと判断しております。実質価額は、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。今後の市場動向や経営環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において、実質価額の判断に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

（貸借対照表関係）

※１　棚卸資産

棚卸資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
仕掛品	14,788千円	36,317千円
商品	111〃	104〃
貯蔵品	-〃	935〃

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
関係会社株式	-千円	222,385千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
一年内返済予定の長期借入金	-千円	40,000千円
長期借入金	-〃	140,000〃
計	-〃	180,000〃

3　当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行一行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
当座貸越契約の総額	80,000千円	80,000 千円
借入実行残高	-〃	-〃
差引額	80,000〃	80,000 〃

(損益計算書関係)

※１ 顧客との契約から生じる収益

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項　(収益認識関係)　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26.55%、当事業年度は33.51%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73.45%、当事業年度は66.49%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年５月１日 至　2024年11月30日)	当事業年度 (自　2024年12月１日 至　2025年11月30日)
役員報酬	40,137千円	63,300千円
給料手当	115,950〃	250,211〃
業務委託費	65,069〃	142,637〃
広告宣伝費	41,465〃	134,066〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2024年５月１日至2024年11月30日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	―	―	30,000
A種優先株式(株)	2,400	―	―	2,400

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第１回新株予約権	普通株式	―	―	―	―	―
	ストック・オプションとしての第２回新株予約権	普通株式	―	―	―	―	―
合計			―	―	―	―	―

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年５月１日 至　2024年11月30日)
現金及び預金	736,186千円
預入期間が３か月を超える定期預金	― 〃
現金及び現金同等物	736,186千円

(金融商品関係)

前事業年度(自　2024年５月１日至2024年11月30日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び銀行借入で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね２か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）は、営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

金利の変動リスクについては、経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向に応じた資金調達を実施する事でリスク管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「前渡金」、「前払費用」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「敷金及び保証金」は、主として敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(資産除去債務の未償却残高)であるため、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	90,204	88,319	△1,884
負債計	90,204	88,319	△1,884

(注１) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)
預金	736,113	―
売掛金	79,108	―

(注２) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	34,254	17,334	13,440	13,440	5,764	5,972

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	―	88,319	―	88,319
負債計	―	88,319	―	88,319

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 2025年11月30日
子会社株式	222,385
計	222,385

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役２名 当社従業員１名	当社従業員35名
株式の種類別のストック・オプションの数　（注）	普通株式 210,000株	普通株式 65,500株
付与日	2022年４月30日	2024年３月４日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４　提出会社の状況　１．株式等の状況　(２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2024年４月26日～ 2032年４月25日	2026年３月２日～ 2034年３月１日

(注)　株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	210,000	63,600
付与	―	―
失効	―	7,800
権利確定	―	―
未確定残	210,000	55,800
権利確定後（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

(注) 2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格（円）	220.94	455.95
行使時平均株価（円）	―	―
付与日における公正な評価単価（円）	―	―

(注) 2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法等の結果を総合的に勘案し決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び前事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

前事業年度末における本源的価値の合計額	77,893千円
前事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	9,057千円
その他	90 〃
繰延税金資産小計	9,147千円
評価性引当額	△57〃
繰延税金資産合計	9,090千円
繰延税金負債	
倒産防止共済積立金	2,767千円
繰延税金負債合計	2,767千円
繰延税金資産純額	6,322千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	2,292千円
未払事業税	1,869 〃
その他	337 〃
繰延税金資産小計	4,498千円
評価性引当額	△337 〃
繰延税金資産合計	4,161千円
繰延税金負債	
中小企業事業再編投資損失準備金認定額	△55,153千円
繰延税金負債合計	△55,153千円
繰延税金資産純額	△50,992千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年12月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自　2024年５月１日至2024年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年12月１日至2025年11月30日)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」記載と同様の内容のため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自　2024年５月１日至2024年11月30日)

本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（千円）
人材育成サービス	570,070
AI開発サービス	7,442
顧客との契約から生じる収益	577,512
外部顧客への売上高	577,512

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項　重要な会計方針　４　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年11月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	17,293
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	79,108
契約負債(期首残高)	238,402
契約負債(期末残高)	359,877

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、190,663千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が１年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田原　眞一	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接 19.5	当社代表取締役	銀行借入に対する債務被保証(注)	80,000	長期借入金	50,457

(注)　銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額には債務被保証残高を記載しております。債務被保証に対して保証料の支払いはしておりません。なお、2024年７月11日付で債務保証50,000千円については、解除されております。

(１株当たり情報)

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

	当事業年度 (自2024年５月１日 至2024年11月30日)
１株当たり純資産額	84.59円
１株当たり当期純利益	17.73円

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自2024年５月１日 至2024年11月30日)
１株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	57,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	57,441
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）の期中平均株式数	3,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―

(注) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同様の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (2024年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	373,770
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	120,000
(うちA種優先株式)(千円)	(120,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	253,770
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,000,000

(注) A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式のため、１株当たり純資産額の算定にあたって、優先してA種優先株式に分配される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

（重要な後発事象）

前事業年度(自　2024年５月１日　至　2024年11月30日)

（取得による企業結合）

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自　2024年12月１日　至　2025年11月30日)

（優先株式の取得及び消却）

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（株式分割及び単元株制度の採用）

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ **【附属明細表】(2025年11月30日現在)**

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,387	1,206	_	5,593	904	407	4,689
工具、器具及び備品	7,862	3,053	－	10,915	6,486	2,990	4,428
有形固定資産計	12,249	4,259	－	16,509	7,391	3,397	9,118
無形固定資産							
ソフトウエア	110,221	21,099	－	131,320	62,635	23,843	68,685
ソフトウエア仮勘定	7,576	14,174	21,099	651	－	－	651
無形固定資産計	117,797	35,274	21,099	131,972	62,635	23,843	69,337

（注）１．当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	本社内装工事	1,206千円
工具、器具及び備品	パソコン機器購入	3,053〃
ソフトウエア	「SkillUpAI LMS」追加開発費の計上	10,850〃
ソフトウエア	「SkillCheck AI」追加開発費の計上	8,546〃
ソフトウエア仮勘定	「SkillUpAI LMS」追加開発費の計上	7,727〃
ソフトウエア仮勘定	「SkillCheck AI」追加開発費の計上	5,591〃

２．当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア仮勘定	「SkillUpAI LMS」追加開発費のソフトウエア振替	10,850千円
ソフトウエア仮勘定	「SkillCheck AI」追加開発費のソフトウエア振替	8,546〃

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年11月30日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) **【その他】**

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月１日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後３か月以内
基準日	11月30日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	２月末日 ５月31日 ８月31日 11月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１ 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店 無料 －
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店　(注)１ 無料　(注)２
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://beyont.jp/ir/public-notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) １．当社株式は、東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
３．当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第１ 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年３月17日	田原　眞一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長兼CEO)	福島　昌吾	東京都品川区	特別利害関係者等(当社の取締役)(注)４、５	17,800(注)11	10,027,274(563.33)(注)７、11	(注)８
2025年３月17日	田原　眞一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長兼CEO)	斉藤　翔汰	東京都江東区	当社従業員(注)４、６	500(注)11	281,665(563.33)(注)７、11	(注)８
2025年11月14日	田原　眞一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長兼CEO)	ＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社代表取締役　田原　眞一	東京都港区北青山一丁目３番３号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼CEOが議決権の過半数を有する会社)(注)４	1,750,000(注)11	181,615,000(103.78)(注)９、11	資産管理会社への譲渡
2026年８月25日	－	－	－	ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社テラスカイベンチャーズ代表取締役　塚田　耕一郎	東京都中央区日本橋二丁目11番２号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△240,000普通株式240,000(注)11	－	(注)10
2026年10月12日	斉藤　翔汰	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	当社	東京都千代田区神田神保町二丁目40番５号	提出会社	30,000	－	(注)12

(注) １．当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して２年前の日(2023年12月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

５．2026年２月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により当社の取締役を退任しております。

６．2026年10月12日付で当社を退職しております。

７．移動価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として、当事者間の協議のうえ決定しております。
８．役職員のモチベーションアップ、当事者意識の向上を目的として、当社代表取締役社長兼CEO田原眞一より株式譲渡を行ったものです。
９．移動価格は、簿価純資産価額方式等により算出した価格を基礎として決定しております。
10. A種優先株式のすべてについて、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2026年８月25日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式１株に付き、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。
11. 2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。
12. 退職により新株予約権の行使条件を満たさなくなったことに伴い、当社が新株予約権300個（目的となる株式の数30,000株）を無償で取得したものであります。なお、当社は2026年10月20日付で、当該新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年３月４日	2025年２月28日	2025年６月28日	2026年７月30日
種類	第２回新株予約権 (ストック・オプション)	第３回新株予約権	第４回新株予約権 (ストック・オプション)	第５回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式　65,500株	普通株式　6,000株	普通株式　132,400株	普通株式　15,500株
発行価格	455.95円	563.33円	563.33円	873.53円
資本組入額	228円	282円	282円	437円
発行価額の総額	29,864,725円	3,379,980円	74,584,892円	13,539,715円
資本組入額の総額	14,934,000円	1,692,000円	37,336,800円	6,773,500円
発行方法	2024年３月１日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2025年２月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2025年６月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2026年７月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	(注) 2	(注) 3	(注) 3

(注) １．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりです。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前各項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年11月30日です。

２．同取引所の定める同施行規則第270条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

３．同取引所の定める同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

４．発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

５．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりです。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	１株につき 455.95円	１株につき 563.33円	１株につき 563.33円	１株につき 873.53円
行使期間	自　2026年３月２日 至　2034年３月１日	自　2027年２月28日 至　2035年２月27日	自　2027年６月28日 至　2035年６月27日	自　2028年７月30日 至　2036年７月29日
行使の条件	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

６．2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
７．新株予約権①については、退職等により当社従業員11名12,200株分(株式分割後換算)の権利が喪失しております。
８．新株予約権③については、退職等により当社従業員16名11,900株分(株式分割後換算)の権利が喪失しております。
９．新株予約権④については、退職により当社従業員１名5,000株分(株式分割後換算)の権利が喪失しております。

２ 【取得者の概況】

2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月27日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権①

大株主等ではない当社従業員24名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は53,300株です。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
加藤　俊治	茨城県取手市	会社役員	1,500	844,995 (563.33)	社外協力者
金子　周平	東京都港区	会社員	1,500	844,995 (563.33)	社外協力者
小泉　誠	東京都世田谷区	会社役員	1,500	844,995 (563.33)	社外協力者
瀬川　岳則	東京都世田谷区	会社役員	1,500	844,995 (563.33)	社外協力者

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊澤　智也	東京都中央区	会社役員	60,000	33,799,800 (563.33)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役、当社子会社取締役)
書上　拓郎	－	会社役員	17,300	9,745,609 (563.33)	特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)
日熊　悠太	－	会社役員	2,400	1,351,992 (563.33)	特別利害関係者等(当社子会社取締役)

(注)　上記のほか、大株主等ではない当社及び当社子会社の従業員53名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は40,800株です。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
銭谷　美幸	－	会社役員	2,000	1,747,060 (873.53)	特別利害関係者等(当社取締役)
田中　優子	－	会社役員	2,000	1,747,060 (873.53)	特別利害関係者等(当社取締役)

(注)　上記のほか、大株主等ではない当社の従業員２名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は6,500株です。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

３ 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＴＳ Ａｓｓｅｔ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社 ※１、２	東京都港区北青山一丁目３番３号	1,750,000	48.47
田原 眞一 ※１、３	東京都港区	631,700	17.50
小縣 信也 ※１、４	兵庫県淡路市	450,000	12.46
伊澤 智也 ※１、４、６	東京都中央区	360,000 (210,000)	9.97 (5.82)
ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合 ※１	東京都中央区日本橋二丁目11番２号	240,000	6.65
福島 昌吾 ※１、７	東京都品川区	47,800 (30,000)	1.32 (0.83)
書上 拓郎 ※５	－	17,300 (17,300)	0.48 (0.48)
－ ※８	－	6,500 (6,500)	0.18 (0.18)
－ ※８	－	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
－ ※９	－	5,700 (5,700)	0.16 (0.16)
－ ※８	－	5,400 (5,400)	0.15 (0.15)
－ ※８	－	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
－ ※８	－	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
－ ※８	－	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
－ ※８	－	3,500 (3,500)	0.10 (0.10)
－ ※８	－	3,500 (3,500)	0.10 (0.10)
－ ※８	－	3,400 (3,400)	0.09 (0.09)
－ ※８	－	3,400 (3,400)	0.09 (0.09)
－ ※８	－	3,300 (3,300)	0.09 (0.09)
－ ※８	－	3,200 (3,200)	0.09 (0.09)
－ ※８	－	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
－ ※８	－	2,700 (2,700)	0.07 (0.07)
－ ※９	－	2,600 (2,600)	0.07 (0.07)
日熊 悠太 ※６	－	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
－ ※８	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
－ ※９	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
銭谷 美幸 ※４	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
田中 優子 ※４	－	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
－　※８	－	1,900 (1,900)	0.05 (0.05)
－　※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－　※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－　※８	－	1,700 (1,700)	0.05 (0.05)
－　※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－　※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－　※８	－	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
加藤　俊治	茨城県取手市	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
小泉　誠	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
瀬川　岳則	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
金子　周平	東京都港区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
－　※８	－	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
－　※８	－	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
－　※８	－	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
－　※８	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－　※８	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－　※８	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－　※８	－	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
－　※８	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－　※８	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－　※８	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－　※８	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－　※８	－	800 (800)	0.02 (0.02)
その他19名	－	6,400 (5,900)	0.18 (0.16)
計	－	3,610,300 (370,300)	100.00 (10.26)

(注) １．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※１　特別利害関係者等(大株主上位10名)
※２　特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼CEOが議決権の過半数を有する会社)
※３　特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼CEO)
※４　特別利害関係者等(当社取締役)
※５　特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)
※６　特別利害関係者等(当社子会社取締役)
※７　元当社取締役
※８　当社従業員
※９　当社子会社従業員
２．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。
３．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

株式会社Beyont
　取締役会　御中

有限責任大有監査法人
　東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨田　真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑原　桂子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Beyontの2024年12月１日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Beyont及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

株式会社Beyont
　取締役会　御中

有限責任大有監査法人
　東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨田　真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑原　桂子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Beyontの2024年12月１日から2025年11月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Beyontの2025年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

株式会社Beyont
　取締役会　御中

有限責任大有監査法人
　東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨田　真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑原　桂子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Beyontの2024年5月１日から2024年11月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Beyontの2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月２日

株式会社Beyont
　取締役会　御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨田　真一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑原　桂子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Beyontの2025年12月１日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年12月１日から2026年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Beyont及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。